

令和6年4月23日
環境政策部
環境計画課

新たな世田谷区環境基本計画の策定について

1. 世田谷区環境基本計画素案たたき台

【審議資料 1 - 1】

・ 第6章分野横断の取組み 検討用資料

(別紙1)

・ 第7章計画の推進 1. 実現に向けて 検討用資料

(別紙2)

○検討の流れ

日時	会議等	議題
令和5年6月29日	令和5年第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区環境基本計画について ・新計画の策定における検討の視点について ・環境に関する区民意識・実態調査の実施について
令和5年8月	環境に関する区民意識・実態調査	
令和5年11月7日	令和5年第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する区民意識・実態調査の結果について ・計画骨子※¹作成に向けた議論
令和6年1月30日	令和6年第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案の検討
令和6年4月23日	令和6年第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案※²作成に向けた議論
令和6年7月予定	令和6年第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討
令和6年9月予定	パブリックコメント、シンポジウム	
令和6年11月予定	令和6年第4回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案※³の検討 ・パブリックコメントの結果
令和6年12月予定	答申	

本日

※1 計画の理念・方針や構成など、計画の骨組みとなるポイントをとりまとめたもの。

※2 この時点までの検討を踏まえ、計画（冊子）の形に取りまとめたもの。
パブリックコメント等で公開対象とするもの。

※3 区民からのパブリックコメント等による意見聴取を踏まえて取りまとめた、策定の前段階のもの。

○計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 背景と趣旨
- 2 計画期間
- 3 位置づけ

第2章 計画策定の視点

- 1 動向
- 2 「環境」の特徴
- 3 計画策定のねらい

第3章 基本方針

- 1 「環境」の範囲
- 2 理念

第4章 めざす将来像

- 1 区の「環境」の特徴
- 2 階層ごとの将来像

第5章 分野ごとの方向性

- 1 脱炭素行動・エネルギー
- 2 建築・地区街づくり
- 3 交通・移動
- 4 みどり
- 5 農
- 6 グリーンインフラ
- 7 公害対策・美化
- 8 資源循環

第6章 分野横断の取組み

- 1 考え方
- 2 分野横断によるねらい
- 3 対象とする分野
- 4 分野ごとの分析
- 5 相乗効果を生む取組み

第7章 計画の推進

- 1 実現に向けて
- 2 進捗管理

第8章 環境行動指針

- 1 区民
- 2 事業者
- 3 区

○計画の構成及び本日の議論のポイント

第1章～第3章

- ✓ 計画策定にあたっての基本事項や視点を押さえたうえで、本計画における「**環境**」を改めて定義しています。
- ✓ 定義を踏まえ、「人」と「環境」との関係性に着目した本計画の「**理念**」を提示しています。

第4章

- ✓ 区の特徴を押さえたうえで、「**階層ごとの将来像**」を設定しています。

第5章

- ✓ 分野ごとに「将来像」と「現状」とのギャップを埋める「**縦ぐし**」の「**対応の方向性**」を提示しています。

第6章

- ✓ 縦ぐしの方向性に加え、「**相乗効果**」に着目した、**分野を横断する「横ぐし**」の取組みを提示しています（具体的な取組みは調整中。）。

第7章

- ✓ 理念や将来像を実現するため必要となる取組みを「**区民等と環境との関係性の再構築**」及び「**区民等をバックアップする区の推進体制の構築**」の2つに分けてを提示しています（具体的な取組みは、今回の審議会のご意見等を踏まえて作成。）。
- ✓ 本計画の「総合計画」としての性格付けを踏まえた「**進捗管理の視点**」を提示しています。

第8章

- ✓ 本計画の「理念」を踏まえた、区民、事業者、区の「**環境行動の指針**」を提示しています。

【確認事項】
 前回の審議会からの変更点について、ご説明します。

【議論事項】
 別紙1のとおり改めて内容を整理しましたので、ご意見を伺います。

【議論事項】
 別紙2のとおり委員の皆様からのご意見を踏まえて内容を整理しましたので、内容についてご議論いただきます。

環境基本条例に基づき追記した内容です。

審議資料 1 - 1

世田谷区環境基本計画

素案

(たたき台)

目次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
1 背景と趣旨.....	1
2 計画期間.....	2
3 位置付け.....	2
第2章 計画策定の視点.....	3
1 動向.....	3
2 「環境」の特徴.....	8
3 計画策定のねらい.....	9
第3章 基本方針.....	11
1 「環境」の範囲.....	11
2 理念.....	13
第4章 めざす将来像.....	15
1 区の特徴.....	16
2 階層ごとの将来像.....	24
第5章 分野ごとの方向性.....	26
1 脱炭素行動・エネルギー.....	27
2 建築・地区街づくり.....	34
3 交通・移動.....	37
4 みどり.....	39
5 農.....	44
6 グリーンインフラ.....	46
7 公害対策・美化.....	49
8 資源循環.....	51
第6章 分野横断の取組み.....	54

1 考え方.....	54
2 分野横断によるねらい.....	54
3 対象とする分野.....	54
4 分野ごとの分析.....	54
5 相乗効果を生む取組み.....	54
第7章 計画の推進.....	55
1 実現に向けて.....	55
2 進捗管理.....	56
第8章 環境行動指針.....	57
1 区民.....	57
2 事業者.....	57
3 区.....	58
資料編.....	59

第1章 計画策定の基本的事項

1 背景と趣旨

世田谷区では、1996年に「世田谷区環境基本計画」を策定し、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を推進してきました。

その後、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年に計画を見直し、各時点の社会経済情勢や国際社会、国、東京都の環境施策の動向、区内の環境の状況や区民意識に応じた施策を展開してきました。

2020年の見直しでは、持続可能な開発目標（SDGs）、気候変動問題に関する国際的枠組みであるパリ協定の採択などを背景に、持続可能な社会の構築に向け、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくことを重視し、施策の充実を図りました。

前回の見直しから5年が経過する中で、気候変動対策をはじめ、環境施策をめぐる情勢はスピード感を増して変化しています。2050年カーボンニュートラルの実現、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現、循環経済への移行など、新たな目標、概念が示され、これに向けた取り組みが国際社会、国、東京都において次々と打ち出されています。

こうした動きを踏まえ、2050年を見据えた環境施策の方向性を明らかにするとともに、スピード感を持って柔軟に施策を展開できるよう、計画を見直す必要が生じており、また、2020年に策定した「世田谷区環境基本計画」（以下「前計画」という。）の各施策の進捗状況の点検、区民・事業者の意識調査の結果なども踏まえ、計画を見直すこととしました。

新たな計画は、世田谷区の特性を踏まえた「世田谷区における環境」の政策的理念と方向性を明確にし、個別計画や他分野を含めた政策形成の視点を提示することを主眼としています。また、将来像（2050年度を想定）を定め、現状で生じている課題との間に横たわるギャップを抽出し、その解消に向けた対策の方向性等について取りまとめています。

今後は、この計画に基づき、区の環境に関する施策を計画的に推進し、区民や事業者等と連携・協働してめざす将来像の実現に向け、取り組みを進めていきます。

2 計画期間

本計画の計画期間は、2025年度から2030年度までの6年間とします。

区の環境政策における理念、方針などについては、計画期間である2030年度までの向こう6年間やそれ以降の時期（2050年）も見据えた方向性を示します。

なお、区の基本計画の見直しの状況や、国、都の施策の動向等、必要に応じて適宜見直しを行います。

関連する計画含む、計画期間のバーチャート

3 位置付け

本計画は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第8条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとします。

第2章 計画策定の視点

1 動向

本項では、前計画策定後に国際社会、国、東京都において特に大きな動きが見られる気候変動対策、生物多様性、資源循環に関する政策動向及び国、東京都の新たな環境基本計画のポイントを整理します。

(1) 国際社会

①気候変動対策

世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。気候変動問題は今や「気候危機」ともいわれる喫緊の課題となっています。2023年7月には国連事務総長がその深刻さを「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が訪れた」と表し、パリ協定採択後も国際社会は気候変動対策を加速させています。

2018年には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）から「(通称) 1.5°C特別報告書」が公表され、「温暖化の影響は1.5°Cの上昇でも大きい2°Cになるとさらに深刻になり、1.5°C未満の抑制が必要であること」「気温上昇を止めるためには、2030年までにCO₂排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。

2021年のCOP26（気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、1.5°C目標に向かって世界が努力すること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減に向けた努力を加速することが合意されました。

さらに、2023年のCOP28では、1.5度目標達成のためには、温室効果ガスを2019年水準比で2030年までに43%、2035年までに60%の大幅削減が必要との認識が示され、2030年までに世界の再生可能エネルギー容量を3倍、エネルギー効率改善率を2倍とすること、2050年までのネットゼロを達成するために化石燃料からの移行を図ることなどが合意されました。

②生物多様性

2021年6月に開かれたG7サミットにおいて、日本を含めたG7各国は、2030年までに陸と海の30%以上の保全エリアを確保することをめざす「30by30」を約束し、我が国においては、2022年4月に、「30by30」目標達成までの行程と具体策を示した「30by30ロードマップ」を策定しました。

2022年12月には、愛知目標の後継となる、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年

グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030年ミッションとして掲げました。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動として、3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

図 昆明・モンテリオール生物多様性枠組

出典：昆明・モンテリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標－（環境省）

（2）国

①第六次環境基本計画

※閣議決定（2024年4月頃予定）後に、加筆

②気候変動対策

I P C C 「1.5°C特別報告書」の公表などを機に、気候変動の深刻化、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力の必要性に対する認識が広まる中、2020年10月に内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。

これを受け、2021年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。同年10月には、国の新たな「地球温暖化対策計画」、「第6次エネルギー基本計画」、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

国の「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられました。また、「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成において、再生可能エネルギーの割合を、それまでの22~24%から36~38%に引き上げることが示されています。

また、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」を策定するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、産業構造や社会経済の変革を促し、大きな成長へとつなげていく動きが加速しています。

③生物多様性

新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながりの中での課題、国内での課題を踏まえ、日本において取り組むべき事項を示すものとして、2023年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

「2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、次の政策の重要性を強調しています。

＜新たな国家戦略のポイント＞（「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」より）

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた社会の根本的な変革
- ・「30by30 目標」の達成に向けた取組により、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組など、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進

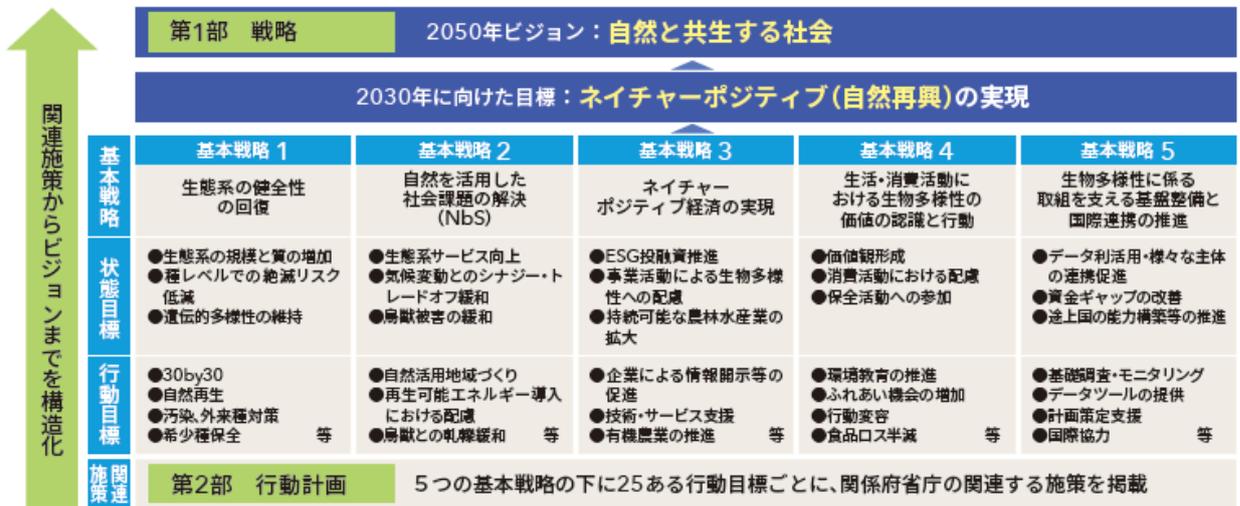


図 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

出典：昆明・モンテリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標－（環境省）

④資源循環

※第五次循環型社会形成推進基本計画閣議決定（2024年6月予定）後に、加筆

(3) 東京都

①東京都環境基本計画 2022

東京都は、「東京都環境基本計画 2022」を 2022 年 9 月に策定しました。

2050 年のあるべき姿の実現に向けて、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくこととしています。

東京都環境基本計画 2022 の戦略・施策の概要

②気候変動対策

東京都は、2021 年 1 月に、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）すること（カーボンハーフ）、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで引き上げることを表明しました。

同年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、ゼロエミッションビークルの拡大などの施策を掲げ、さらに「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速」（2022 年 3 月公表）により、カーボンハーフに向けた道筋を具体化するため、部門別の CO₂排出量やエネルギー消費量削減の目標案や、直ちに加速・強化する主な取組みを示しています。

③東京都生物多様性地域戦略

東京都は、生物多様性基本法に基づく地域戦略として、2012 年に「緑施策の新展開」を策定し、緑の量と質の確保、新たな緑の創出、利用を通じた普及啓発を目標に掲げ、施策を展開し

てきました。

新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択を受け、新たに策定した「東京都生物多様性地域戦略」では、2050年における東京のあるべき姿を示し、それに向けて2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」からなる3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めています。

2 「環境」の特徴

大気、水質、ごみなど区民の健康で快適な暮らしに直結する生活環境に関わること、みどりや水辺、生きものなど人やまちを取り巻く自然に関わること、さらには地球規模の課題である地球温暖化、エネルギー、資源の利用など、多岐にわたる課題を取り扱う「環境」には、次の特徴があります。

①対象とする範囲が広く、問題が複合化している

上述のように「環境」が取り扱う課題は多岐に渡ることに加え、気候変動が生物多様性の損失に影響を与える、プラスチックの大量使用が温室効果ガスの増加や海洋生物に悪影響をもたらすなど、様々なレベルの課題が重層的に関連しています。

このため、異なるレベルの事象を総合的、複合的に捉え、関係性を明らかに、対応していくことが求められます。

②取り巻く状況の変化が速い

パリ協定後の気候変動対策に関する国際社会、国、都の動きをはじめ、近年の環境施策は、短期間のうちにアップデートが繰り返され、スピード感を増しています。

このため、状況の変化に合わせた柔軟、弾力的な対応が求められます。

以上の「環境」の特徴を踏まえて、計画策定のねらいを検討します。

3 計画策定のねらい

2020年3月に策定したにおいては、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」をめざす環境像とし、自然、エネルギー、ライフスタイル、地域社会、生活環境の5つの基本目標を立てたうえで、方針、施策、区民・事業者の環境行動指針及び成果指標を設定し、取組みを進めてきました。

各分野において、質の高い潤いのあるみどりの保全・創出、再生可能エネルギー由来電力の利用・創出、区民1人1日当たりのごみ排出量の着実な削減、より環境負荷の低減に資する街づくりや豪雨対策の取組みの推進などの成果が得られました。

この間、環境政策の変化が加速しているとともに、SDGs（持続可能な開発目標）や、国の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、区内で進めている脱炭素まちづくりのように環境・経済・社会の諸課題を同時解決するアプローチが浸透し始めています。

各分野の個別計画との整合を重視し、取組みや成果指標等が分野ごとに細分化していたこれまでの環境基本計画では、このような変化に対する柔軟性を欠くことが課題として顕在化しています。

「環境」の特徴と、これまでの計画の構成が持つ課題を踏まえ、次の2点をねらいとして本計画を策定します。

①総合計画としての性格・位置付けの強化

変化の速い国際社会・国・東京都の環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置付けを強化します。

環境基本計画と個別計画との関係は、次のように整理します。

- ・環境基本計画では各分野の施策の方向性を明示する。
- ・具体的な施策や事業、指標・進行管理は各分野の個別計画に位置付ける。

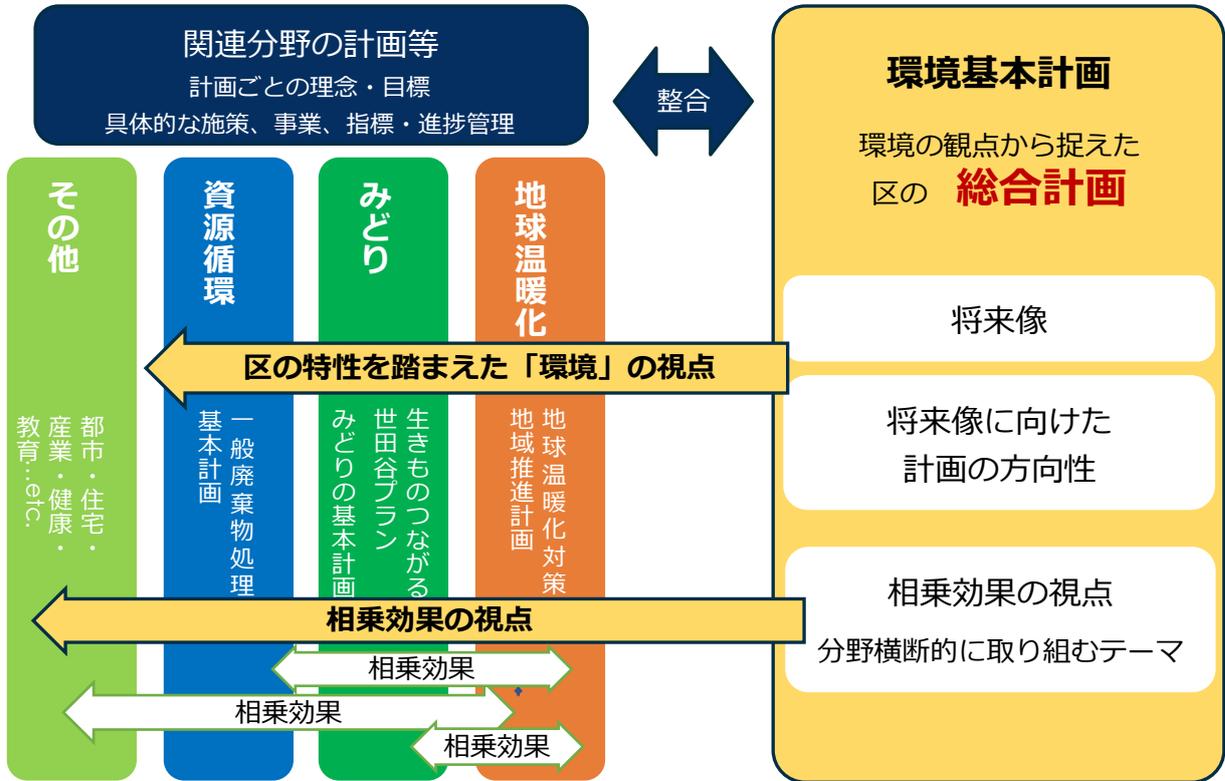
②分野横断的な視点の強化

環境問題が持つ複合性に対し的確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果（シナジー効果）を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。

＜「相乗効果（シナジー効果）」を生み出す分野横断の例＞

- ・緑化を住宅の省エネルギーやCO₂吸収につなげる「みどり」と「脱炭素」の連携
- ・太陽光発電設備と蓄電池、電気自動車を停電時の非常用電源としても活用する「脱炭素」と「防災」の連携

環境基本計画と個別計画との関係



第3章 基本方針

1 「環境」の範囲

(1) 定義

世田谷区環境基本条例では、環境の保全等を図るに当たって、施策の策定及び実施によって確保すべき事項として、次の8項目を定めています。

世田谷区環境基本条例 第4条に基づき施策の策定及び実施によって確保すべき事項	
(1) 公害の防止	(5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
(2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等	(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保	(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全	(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

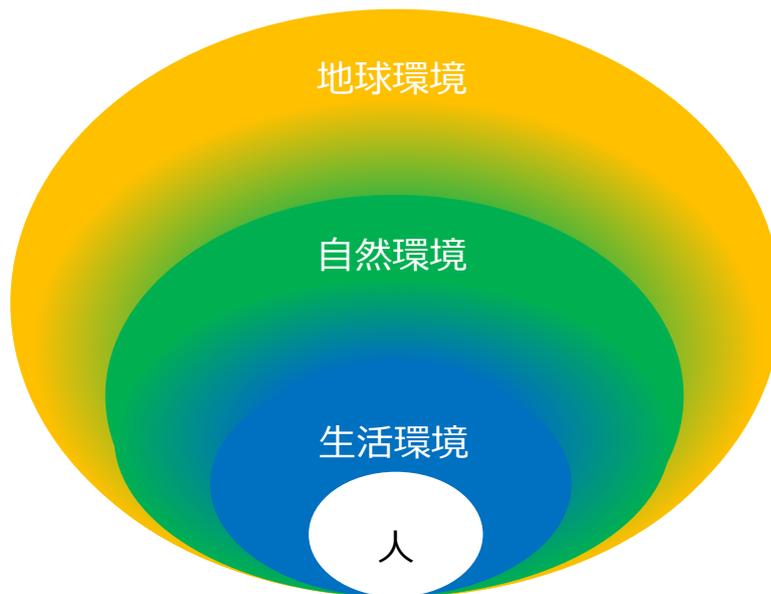
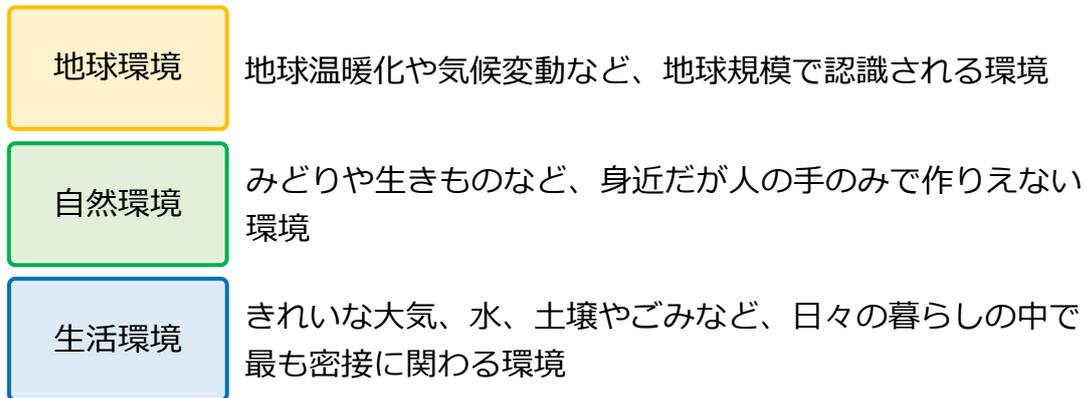
これらの事項を包含するものとして、本計画では、「環境」を次のように定義します。

環 境

人の周囲を取り巻く状態や状況。
人と相互に関係し合って、影響を与え合う外界。

(2) 階層

本計画では、区民の健康で快適な暮らしに密接にかかわる公害対策や廃棄問題に関わることから、みどりや水辺、生きものなど人やまちを取り巻く自然に関わること、さらには地球規模の課題である地球温暖化、エネルギー、資源の利用など、人のあらゆる活動の共通の基盤となる「環境」を3つの階層で捉えます。



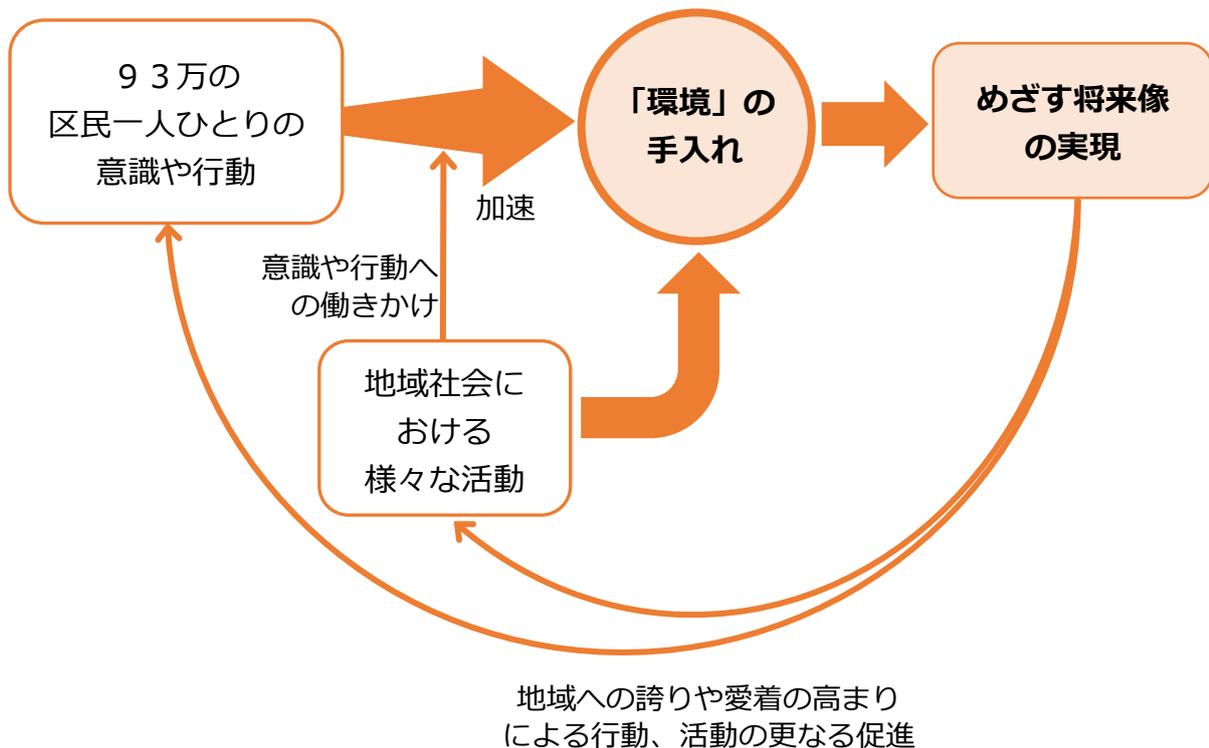
2 理念

人が「環境」の恩恵を一方的に受ける、さらには収奪することを続けることにより、「環境」は危機的に悪化します。良好な「環境」を維持するためには、人の「手入れ」が必要です。

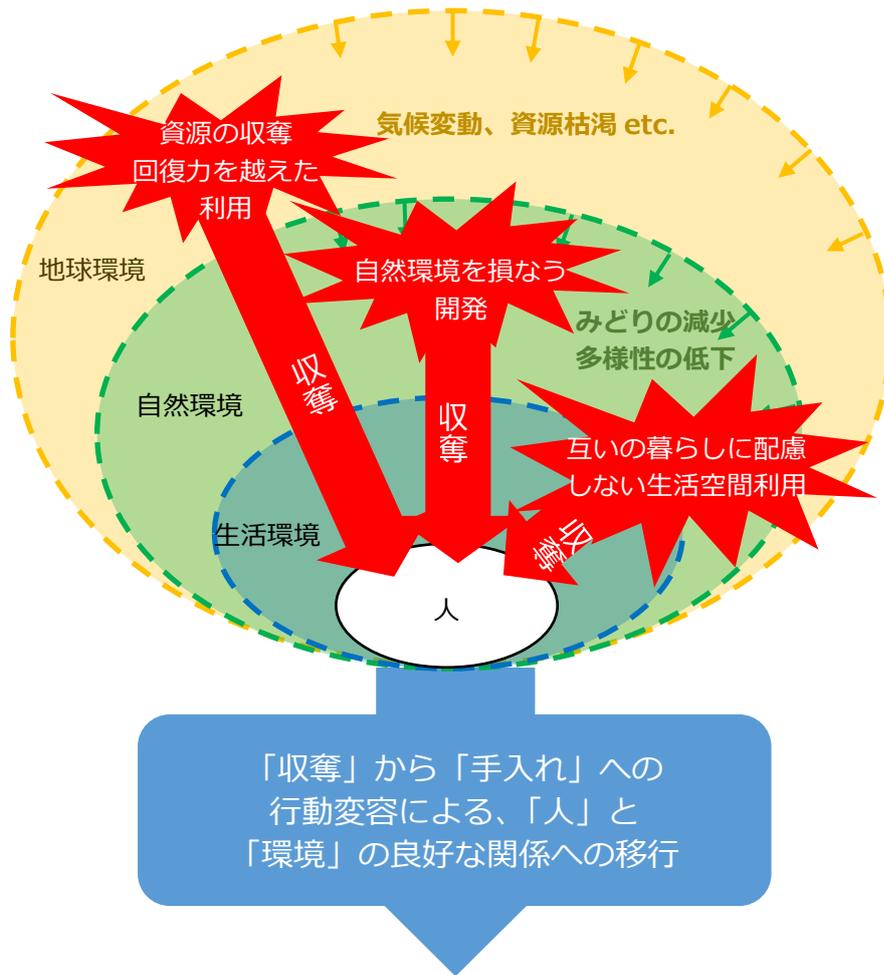
人々は、環境の恩恵をただ享受するだけでなく、それを保つために「手入れ」をすることで、はじめて「環境」の限界や回復力を知り、適正に利用し維持するために何をすればよいかを理解することができます。

地域住民によるまちの清掃活動や区内活動団体による環境イベントの実施など地域社会で展開される様々な活動もまた、環境への「手入れ」につながる重要な区民の行動の一つです。地域社会における活動は、一人ひとりの意識や行動に働きかけ、加速させる役割も果たします。これらの「手入れ」により、めざす将来像の実現に近づき、世田谷の環境がより良くなるという実感は、人々の地域への誇りや愛着を高め、更なる行動、活動につながっていくことが期待されます。

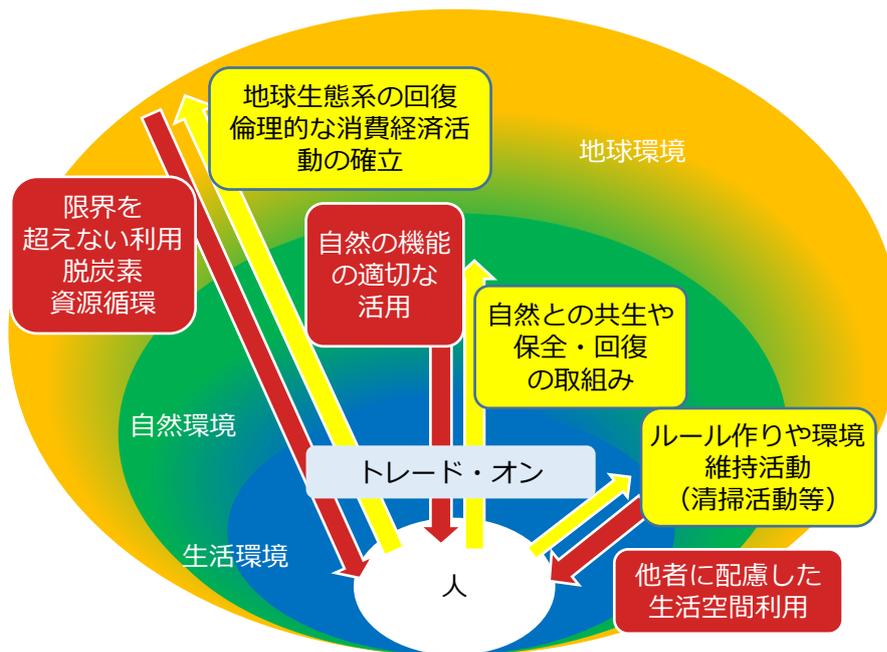
本計画は、このような住民自治の考えや、まちづくり的な手法を最大限活用することで、93万人の区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集散的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会を目指すことを基本理念とします。



【現状】 人と環境の「トレード・オフ」な関係



【理想】 人と環境の「トレード・オン[※]」による 持続可能な未来へ



※トレード・オン：相反する課題に対し、一つを解決するために他方を諦める・犠牲にするトレード・オフではなく、新しい価値を見出すことで対立する複数の課題の同時解決を図っていくこと。

第4章 めざす将来像

区のめざす将来像として、前計画における「めざす環境像」を継承し、加えて、階層ごとに将来像を設定します。

前計画（世田谷区環境基本計画（後期））（抜粋）

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる
～環境共生都市せたがや～

階層ごとの2050年のめざすべき将来像については、上位計画である「世田谷区基本構想」や「世田谷区基本計画」におけるビジョンや目指す姿、区の環境の特徴から抽出した要点を踏まえて定めます。

世田谷区基本構想（抜粋）

【九つのビジョン】

一、環境に配慮したまちをつくる

将来の世代に負担をかけないように、環境と共生し、調和したまちづくりを進めます。農地、屋敷林といった武蔵野の風景をはじめ、23区内でも希少なみずとみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図ります。また、地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていきます。

世田谷区基本計画（抜粋）

重点政策5 自然との共生と脱炭素社会の構築

目指す姿

- 区民の生活を脅かす気候変動に向き合い、多様な生物に支えられた生態系の健全性を守り、自然の豊かな恵みを実感しながら日々の生活を送ることができる。
- 区民や事業者は身近な自然である国分寺崖線や大規模公園などを核としたみどりと生きもののネットワークを守り育て、自然との共生に向けた取組みを進め、継承している。また、気候危機に与える影響、効果が広く認識され、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの変容により、脱炭素地域社会が実現している。

1 区の特徴

ここでは、「環境」を構成する階層ごとに、世田谷区の特徴を様々なデータから明らかにします。

(1) 人

人口、世帯数は23区で最多であり、2040年ごろまで増加が続くと見込まれています。人口の多さは、すなわち環境への影響の大きさとなっており、マイナス面の負荷も大きければ、プラス面の働きかけも大きくなります。

区民の力を発揮し、事業者や区などのあらゆる主体とともに、将来像の実現をめざしていくことが重要です。

区の特徴

- ・人口 918,141 人（23区で最多）〔2024年1月1日現在〕
- ・世帯数 496,436 世帯（23区で最多）〔2024年1月1日現在〕
- ・2042年までは人口動態も増加傾向。

表 上位5区の人口・世帯数

	区	人口（人）	世帯数（世帯）
1	世田谷区	918,141	496,436
2	練馬区	741,540	389,715
3	大田区	733,634	410,030
4	足立区	693,223	371,942
5	江戸川区	689,961	353,487

各区の住民基本台帳による人口・世帯数（2024年1月1日現在）

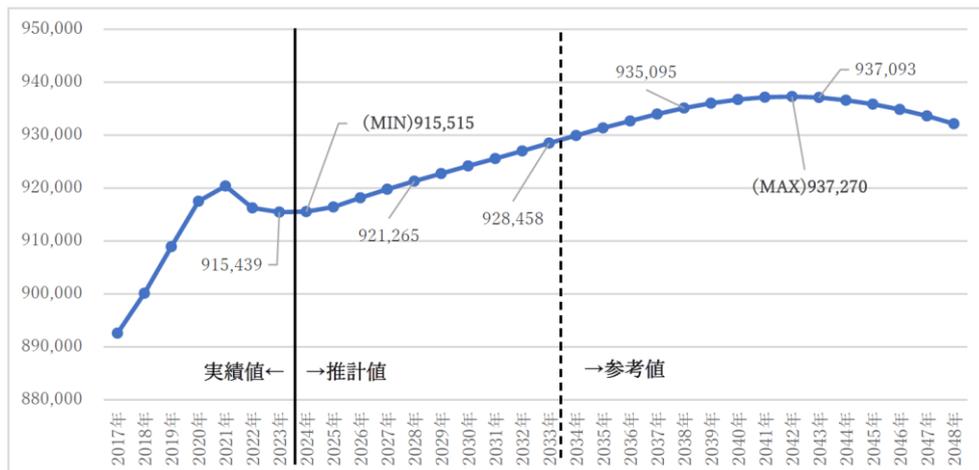


図 世田谷区将来人口推計（2023年7月）

(2) 地球環境

① 温室効果ガス、エネルギーなど

世田谷区では、温室効果ガスを2030年度57.1%削減（2013年度比）、2050年実質ゼロとすることを目標としています。

温室効果ガス排出の要因として、家庭部門の割合が高いことが大きな特徴となっています。

区の特徴

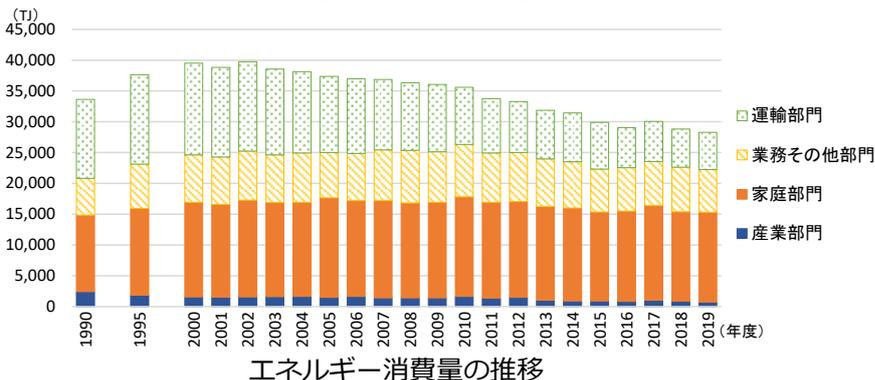
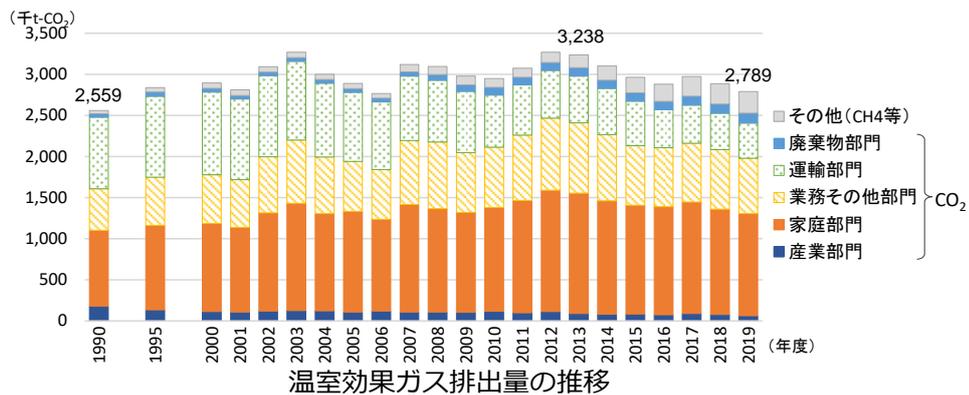
- ・ 温室効果ガス 2030年度57.1%削減（2013年度比）、2050年実質ゼロ
- ・ 二酸化炭素排出量は2,517千t-CO₂（2020年度）^{※1}で、温室効果ガス排出量の約90%を占める。
- ・ 二酸化炭素排出の大部分は、家庭や事業所における電気、ガスの使用、自動車利用に伴うガソリン消費など、エネルギー消費に伴う排出
- ・ エネルギー消費量は28,595TJ（2020年度）^{※1}、家庭部門の割合が高い（54.7%）。人口増にもかかわらず、減少傾向（10年前の約8割）
- ・ 再エネポテンシャルの大部分を占める太陽光発電設備の設置ポテンシャルは、都内最大（1,242,347Kw）^{※2}だが、太陽光発電設備の既設置率は約3.3%^{※3}
- ・ 再生可能エネルギーをこれから利用したいと考える区民は、2018年度から増加（2018年度40.2%、2023年度51.4%）^{※4}

※1 「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2020年度）」（オール東京62市区町村共同事業）

※2 REPOS/環境省再生可能エネルギー情報提供システム（2021年度）

※3 経済産業省再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報ウェブサイト（2022年12月末）

※4 環境に関する区民意識・実態調査（2023年11月）



「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2020年度）」（オール東京62市区町村共同事業）を基に作成

(3) 自然環境

①みどり

世田谷区では、2032年にみどり率33%達成をめざす「世田谷みどり33」を目標に掲げています。

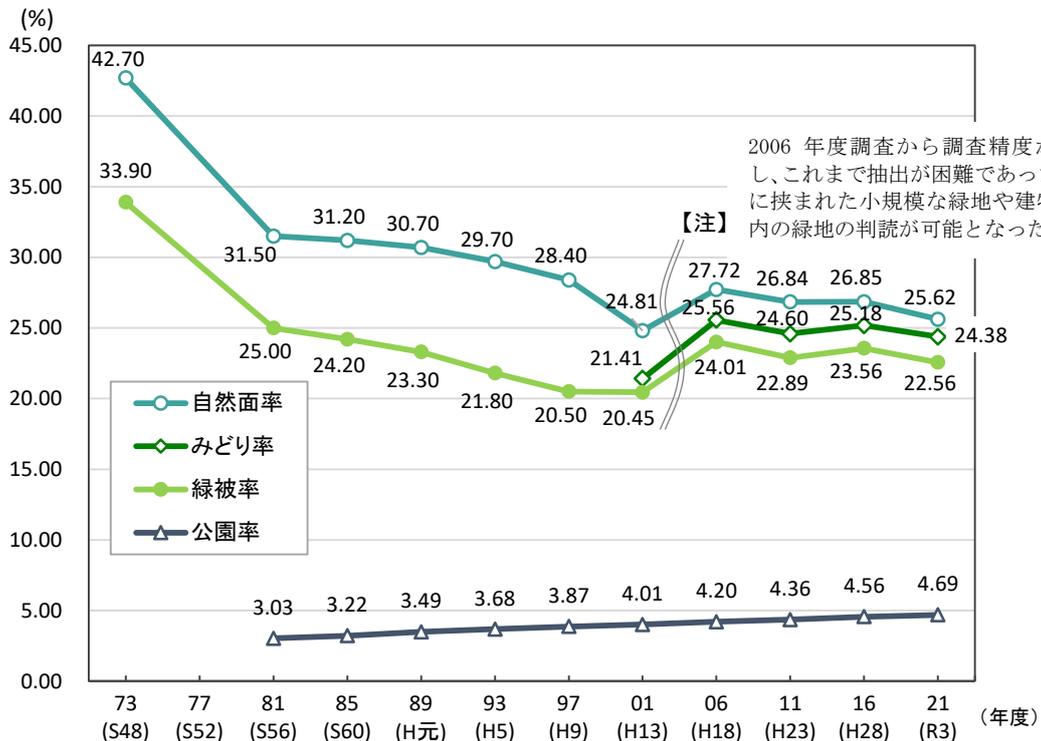
2021年度時点で緑被率は22.56%、みどり率は24.38%であり、過去5年間では減少しています。

区の特徴

- ・「世田谷みどり33」（2032年にみどり率33%達成をめざす）
- ・緑被率22.56%^{※1}、みどり率24.38%^{※1}であり、過去5年間では減少
- ・みどりの内では、民有地のみどりが多い。
- ・国分寺崖線や都内唯一の渓谷（等々力渓谷）
- ・都市公園等の数は559箇所^{※1}
- ・公園面積2,669,074 m² ^{※1}
- ・一人当たりの公園面積は2.9 m² ^{※2}
- ・農地面積約89ha ^{※1}減少傾向

※1 世田谷区の土地利用2021

※2 令和3年度世田谷区みどりの資源調査



自然面率…緑が地表を被う部分[※]に水面と裸地を加えた面積が地域全体に占める割合
みどり率…緑が地表を被う部分[※]に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合

緑被率 …緑が地表を被う部分の面積が地域全体に占める割合

※緑が地表を被う部分：樹木地（樹木・竹林）、草地、農地、屋上緑地を航空写真から判読

図 自然面率・みどり率・緑被率・公園率の推移

(4) 生活環境

①住みやすさ（環境面）

水質・大気などの基準値は概ね達成しています。また、人口1,000人当たりの公害苦情件数も23区内で6番目に少ない状況です。

世田谷区が住みやすいと感じている区民の割合は8割を超えています。

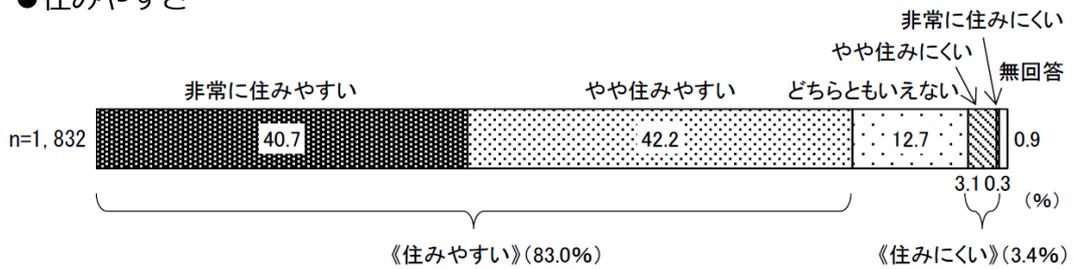
区の特徴

- ・工業に伴う公害や水質・大気などの基準値は概ね達成
- ・人口1,000人当たりの公害苦情件数0.29件^{*1}（23区で6番目の少なさ）
- ・世田谷区はを「住みやすいと感じている」区民の割合は83.0%で、今後も住みたいと思う」区民の割合は83.0%^{*2}

※1 東京都環境局「公害苦情統計調査（令和3年度）」より算出

※2 世田谷区民意調査2023

●住みやすさ



●定住意向

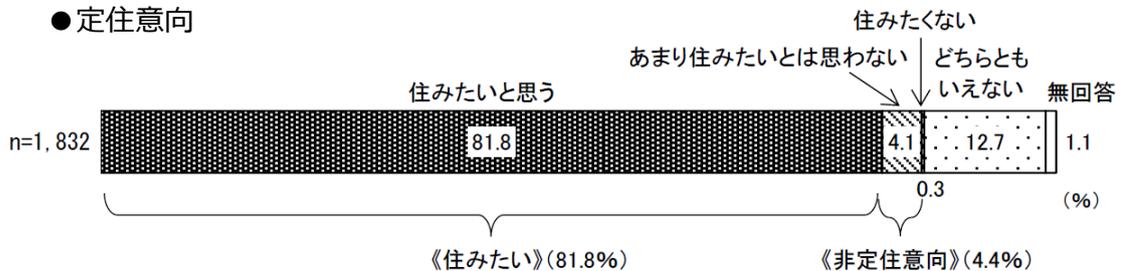


図 世田谷区の住みやすさと定住意向

世田谷区民意調査 2023

②廃棄物・資源

2022年度における区民1人1日あたりのごみ排出量は518g/人・日であり、減少傾向にあります。また、リサイクル資源回収量は23区で最も多い年間約4,900万tに上り、環境に配慮した行動として8割近くの区民が資源とごみの分別を徹底しています。

人口・世帯数の多さを背景に、食品ロスは家庭から発生する量が多くなっています。

区の特徴

- ・廃棄物事業は23区共同で実施
- ・一人あたりのごみ排出量は518g/人・日^{※3}で減少傾向
- ・食品ロス量は1年間で家庭から10,100t^{※4}（2014～2019年度平均）、事業所から17,200t^{※4}（2017年度）発生
東京都の食品ロス量（家庭から151,000t^{※5}、事業所から294,000t^{※5}（2019年））と比較すると、家庭からが多い。
- ・リサイクル資源回収量は年間約4,895万t^{※6}（23区で最多）
- ・買い物袋やマイバッグの持参、生ごみを出す前の水切り、資源とごみの分別の徹底をいつも行っている区民の割合はそれぞれ72.1%、72.3%、78.4%^{※7}

※3 世田谷区清掃・リサイクル事業概要2023

※4 世田谷区食品ロス削減推進計画

※5 東京都環境局第13回東京都食品ロス削減パートナーシップ会議「食品ロスの発生状況及び東京都の取組」

※6 特別区清掃リサイクル主管課長会リサイクル分科会リサイクル統計作業・検討部会「清掃事業年報別冊令和3年度Ⅲ リサイクル編」

※7 環境に関する区民意識・実態調査（2023年11月）

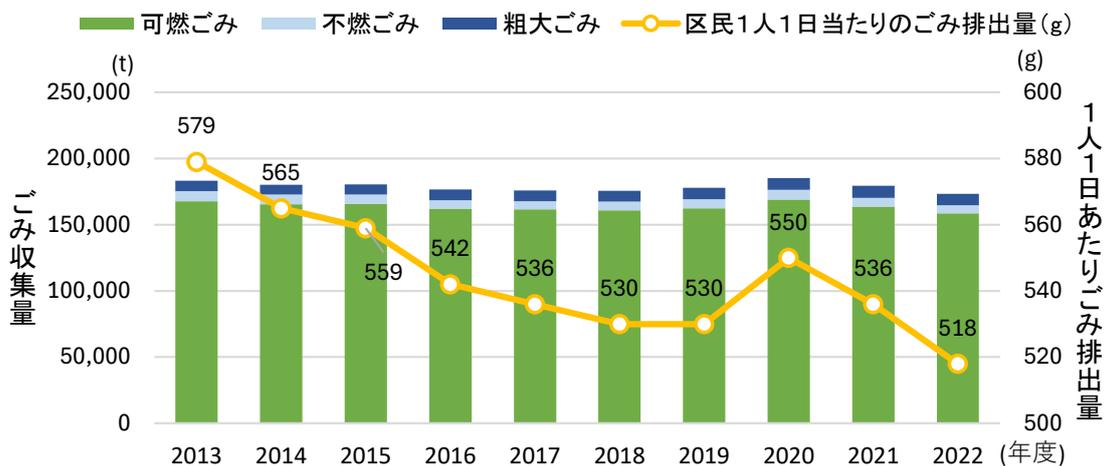


図 ごみ収集量、1人1日あたりごみ排出量の推移

「世田谷区清掃・リサイクル事業概要2023」等を基に作成

(5) その他

①土地利用

区内の土地利用の7割弱が住宅を主とした宅地であり、開発により宅地、道路などの都市的利用が今なお増加する傾向にあります。

区の特徴

- ・区の約67%が宅地であり、その割合は増加傾向*
- ・宅地の約7割が住宅としての土地利用であり、商業系・工業系は減少傾向*
- ・非宅地では、空地、農地の減少が進んでおり、開発により宅地や道路などの都市的土地利用への転換が進んでいる
- ・都心に近いほど住宅に特化した土地利用が多く、離れるほど用途が多様化する傾向

※ 世田谷の土地利用 2021

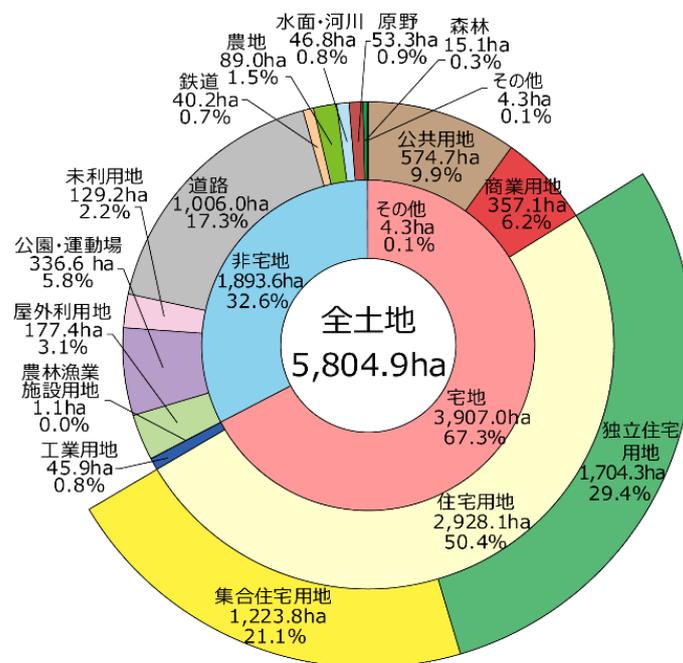


図 土地利用の構成比 (2021年度)

世田谷の土地利用 2021 を基に作成

②都市・交通

地域の特性に応じた街づくりのルールを定める地区計画や、区独自の制度である地区街づくり計画を策定し、地域住民の合意形成の下に街づくりが進められています。

交通網については、東西方向に鉄道（京王線、小田急線、東急田園都市線・大井町線）が走り、南北方向を主にバス路線が結んでいます。また、コミュニティサイクル・レンタサイクルポートが主要駅に設置されています。

区の特徴

- ・地区計画を策定している地区数 94（23 区で最多）
- ・鉄道は東西の輸送を中心に 8 路線が整備
- ・バスは 4 社・1 局が 83 路線を運行（2022 年 4 月現在）

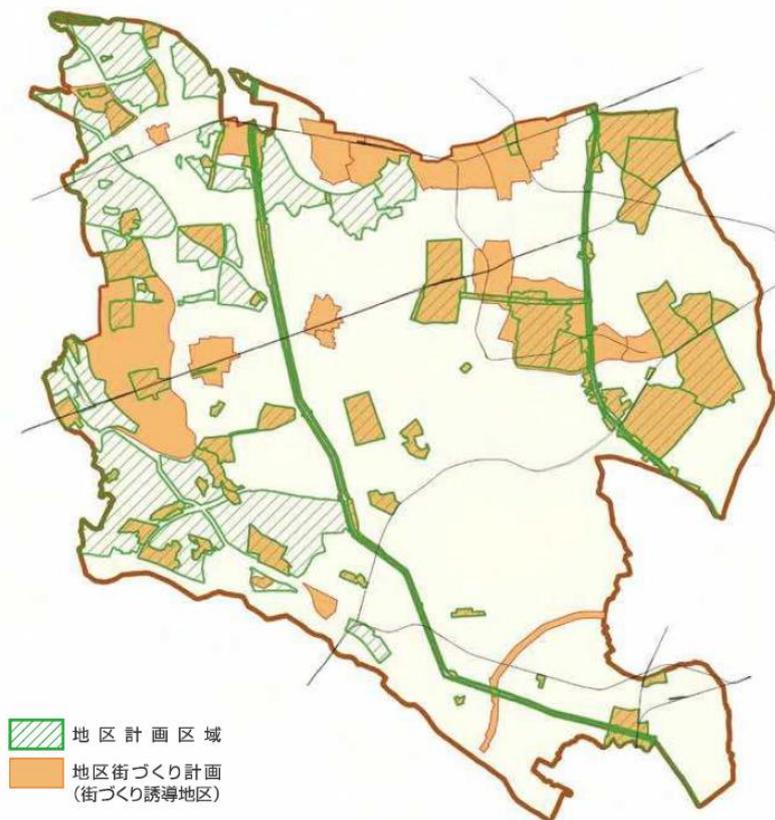


図 地区計画・地区街づくり計画の実績（2018 年度現在）

出典：パンフレット「世田谷の街づくり条例」

区の環境の特徴の要点

地球環境

- 多様なライフスタイルを送る区民の電気やガスの利用や移動などの行動により発生するエネルギーや資源は、人口規模に応じた大規模なものとなっている。
- 主要産業は、サービス業や飲食業など、区民の生活に密着する第三次産業である。
- 区民の行動変容によってもたらされる温室効果ガス排出量の削減効果は大きい。

自然環境

- 全域が市街化しており、みどりは人の手によって作られ保たれている。
- 住宅地における豊かなみどりは、100年に及ぶ市街化の過程において、区民一人ひとりが作り上げてきた。
- 等々力溪谷や成城みつ池緑地など、昔ながらの豊かなみどりが地域の努力で保全され、憩いの場となっている。

生活環境

- 都市化の中で発生した水質や大気の汚染などは、今も続く人々の長年の努力により改善し保たれている。
- 多くの人々の暮らしの中で、消費や廃棄などのモノの循環が活発に行われている。
- 他人と隣り合いながら生活する場であるとともに、スポーツや食事などの余暇活動や仕事の間として、人々の多様な営みが行われている。

2 階層ごとの将来像

以上の要素を踏まえ、本計画における階層ごとの将来像を以下のとおり設定します。

(1) 地球環境

<2050年の将来像>

区民や事業者の行動や取組みが地球温暖化や気候危機に与える影響、効果が広く認識されており、あらゆるシーンにおいて、脱炭素型に変容したライフスタイルやビジネススタイルが実践されています。また、住宅都市という特性を活かしつつ、エネルギーを賢く利用し、持続可能かつレジリエントな脱炭素型地域社会と、脱炭素な街づくりや移動システムの構築が実現しています。

具体的なイメージ

- 地域と国全体でカーボンニュートラルが達成されています。
- 既存建築物においては最大限、新築においては全てにおいて、安価でメンテナンスが容易な太陽光等の再生可能エネルギー設備導入が図られ、地域内には大規模な蓄電池や水素ステーションが設置され、それらの設備の地域内ネットワークにより、創出した再エネの地域における効率的な活用（地産地消）により、自立電源が保たれたレジリエントな地域社会が実現しています。
- 地域内で創出できない分の電気需要については、供給地域との連携により再エネが低価格で供給され、電気の供給を通じた供給地域との様々な交流が図られています。
- 新築の建築においてはZEH化が義務付けられており、既存建築物においては低コストで設置が容易な省エネ設備による最大限の省エネが導入され、小エネルギーで快適な生活空間としての住宅が普及しています。
- 域内域外を問わず、再エネ発電設備について、区民一人一人が関わっており、発電に対して高い意識を持っています。
- 脱炭素で人を中心に据えた街づくりが実現されています。
- 二酸化炭素の吸収源としても貢献する、みどりが保たれています。
- 脱炭素で利便性の高い移動システムが確立し、快適に移動できる環境が構築されています。
- 区民一人一人が地球環境について高い関心を持ち、地球環境と地域の持続性を主体的に認識するための学習の機会や情報が適切に提供されており、区民が脱炭素を意識した行動を常に行っています。
- 商店では、全ての商品で生産・物流過程におけるCO₂排出量やその他の環境負荷が明示されており、消費者が主体的に選択できる環境となっています。
- 学校では地球環境について学ぶ機会が多く提供されています。
- 環境に関わる事業者が活発に企業活動を行い、新たなイノベーションが次々に生まれ、世田谷の産業における柱となっています。

(2) 自然環境

<2050年の将来像>

区民や事業者が、多様な生物に支えられた健全な地球の生態系の健全性を保持する必要性を広く認識し、自然との共生に向けた取組みを進めています。都心に近く交通の利便な立地にありながら、人々がみどりや生きもの、農などから豊かな恵みを楽しみ、自然の持つ様々な機能に支えられて、日々の暮らしや活動を送っています。

具体的なイメージ

- 国分寺崖線を中心としたまとまりのあるみどりや多摩川水系を中心とした豊かな自然環境が充実しています。
- 公園や緑地、屋敷林などを拠点として区内全域でみどりのネットワークが形成されています。
- 身近なところに自然を感じられる場所があります。
- 生活の中で自然の機能を実感しています。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用を推進しています。
- 在来の植物や生物が人のくらしと共存しています。
- 人々が農を身近に感じ、触れることができます。
- 農業・農地が有する多面的機能の理解が浸透しています。

(3) 生活環境

<2050年の将来像>

区民や事業者が安全・安心かつ活発に社会・経済活動を行うための着実な基盤が築かれています。

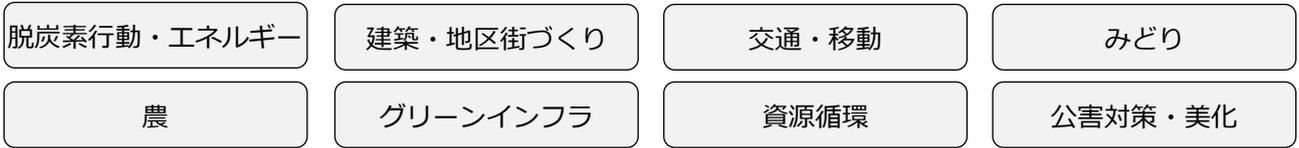
そのうえで、やすらぎのある、きれいで快適なまちの中で、一人ひとりがルールやマナーを守り、思いやりを持って生活を送っています。また、限りある資源を有効に活用する循環型社会が構築されるとともに、人々は消費を通じて、社会的課題の解決に向かっています。

具体的なイメージ

- 安全で安心できる大気や水、土壌などが確保されています。
- 区民が日々の生活において、歩きたくなるまちが形成されています。
- 区民一人ひとりが他者のライフスタイルや立場を理解し、お互いに配慮しながら生活しています。
- 区民、事業者や行政などの各主体が、協力や連携をしながら、きれいな街並みを保っています。
- 公共の場所におけるルールやマナーを区民一人一人が適切に理解し、守られています。
- 2Rや食品ロスへの理解が浸透し、循環型地域社会が区民の主体的な行動により実現されています。
- 事業者や区民は、人や社会、環境に配慮した商品やサービスの提供や調達を通じて、社会的課題の解決に向かっています。

第5章 分野ごとの方向性

階層ごとの将来像の実現に向けて、核として取り組む必要がある分野を、「区環境の核となる分野」として8つ設定し、それぞれについて、今後の方向性を示します。



また、分野ごとに方向性を示すに当たって、以下の事項を整理します。

①現状（問題）

各分野の環境の状態や区民意識の現状に関する、主要なポイントを示します。

②問題解決の視点

現状を基に、問題解決に当たって考慮すべき視点を示します。

③課題

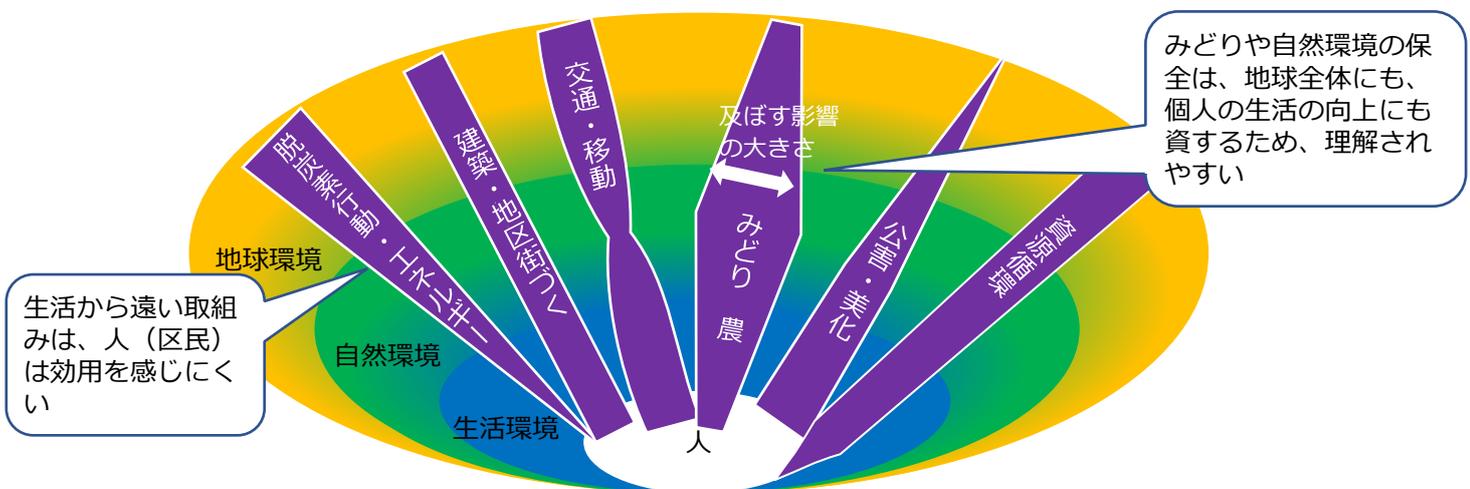
問題解決の視点を踏まえ、今後の改善を図るべき事項を示します。

④対応の方向性

階層ごとの2050年の将来像実現に向け、2030年頃までを想定して進めていく取組みの方向性を示すものです。この方向性を踏まえ、各分野の個別計画で具体的な取組みを定め、実行していきます。

なお、それぞれの分野やそれに連なる対策は、階層を超えて影響を及ぼし合います。例えば、みどりの保全・創出は、自然環境に関わるテーマですが、地球環境や生活環境にも影響します。

また、全ての環境対策は「人」に影響を及ぼします。例えば、住宅の断熱化は「健康」や「快適性」を増進し、グリーンインフラは「防災・減災」の強化につながります。



1 脱炭素行動・エネルギー

(1) 脱炭素行動・エネルギー（区民）

■ 現状（問題）

- 世田谷区における温室効果ガス排出量の大半はCO₂であり、そのほとんどは化石燃料の消費によるものです。
- 環境への関心は高まっていますが、再エネ電力の切替えなど行動変容を伴う新しいライフスタイルへの転換が進んでいません。
 - 省エネルギー行動の取組み割合は、8割前後と旺盛ですが、再エネの利用は6.5%と横ばいに留まっています*。
 - 環境配慮行動を「行っていない」「どちらかといえば行っていないと思う」を選択した理由について、半数以上が「生活上の不便・不自由・面倒などが生じるから」を選択しています*。
- 住宅への再エネや省エネ設備の導入が進んでいません。
 - 補助金等の支援策についての情報が区民に十分行き届いていません。
 - 「省エネ住宅の普及促進・支援」「再エネの活用に関する啓発や支援」の区の取組みに対する評価について、「分からない」と回答した区民の割合が4割を超えています*。
 - 断熱化による健康や電気代低減の効果、再エネ設備や省エネ設備の機器に関しての理解が進んでいません。

※ 環境に関する区民意識・実態調査（2023年）

アンケート結果 グラフ

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 脱炭素行動を生活や行動の制約と捉えてしまうと理解が進まない恐れがあります。
- ✓ 住宅の省エネ化や再エネ活用と、その補助金等による支援策についての情報を区民に届けるために広報の工夫が必要です。
- ✓ 大規模な再エネ発電所の整備により将来的な電気の排出係数の低減が見込まれますが、系統上の様々な課題や都市部の責任として、地産地消に取り組んでいくことも必要です。

■ 課題

- ✓ 生活の利便性や快適性も高まる、区民にとって魅力的で意義ある脱炭素型ライフスタイルを提示していく必要があります。
- ✓ 生活スタイルに応じてコスト低減の検討ができるような環境整備を図る必要があります。
- ✓ 支援策について、区民が内容を理解し、使いやすいものとしていく必要があります。
- ✓ 断熱化による脱炭素や省エネだけではなく様々な相乗効果を理解してもらい、普及促進につなげていく必要があります。
- ✓ 個々の住宅における事情に応じた適切な脱炭素に関する取組みをわかりやすく提示できるような環境整備が必要です。



対応の方向性

- ◆ 区民にとって脱炭素行動を実践する（あるいは実践しない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 区民にとって魅力的で訴求力のある脱炭素型のライフスタイルモデルを提案します。
- ◆ 脱炭素型ライフスタイルモデルによるCO₂削減効果、社会的意義、経済的メリットなどを見える化し、発信します。
- ◆ 区民への発信は、SNSなどを通じた啓発動画の配信などにより広く行うとともに、参加者の知見を深める参加型・体験型イベントなどを併せて実施することで、自分事化を一層進めます。
- ◆ 脱炭素型ライフスタイル転換の支援策は、多種多様かつ、分かりやすく、使いやすいメニューとします。また、利用者の立場に立って、時勢を捉えた内容・手続きとなるよう、適宜更新します。
- ◆ 支援策については、実証的な取組みを繰り返して仮説を検証していくことで（トライアンドエラーにより）、取組みの精度を上げて、実効性を高めていきます。

【コラム】世田谷ライフスタイル ～ 脱炭素社会に向けたライフスタイルのアップデート～

- ・一人一人の行動が、まわりの人や空間に影響をもたらし、地域全体が変わっていくイメージをコラムで説明

(個 → コモンズ/コミュニティ → 地域 に広がるイメージ)

(2) 脱炭素行動・エネルギー（事業者）

■ 現状（問題）

- 区内の温室効果ガス排出量のうち、「業務その他部門」は約25%を占めています*。
- 脱炭素経営に関するメリットや取り組まないリスクなど経営上の重要性に関する理解が進んでいません。
 - 「脱炭素」は、経営上の課題として見えづらく、短期的な効果もわかりづらい。
 - 中小の小売業や生活関連産業など世田谷区に多い事業者は、脱炭素経営のメリットが生じづらい。
- 脱炭素経営の取組み手法や補助金等の支援策に関する理解が進んでいません。
 - 中小事業所では、様々な手法や支援策を比較検討するための時間及び人的リソースが不足しています。
- 脱炭素の課題解決を促すサービス等を提供する事業者が少ない。
 - 環境産業の規模が小さく、事業者との接点も少ない。

※ 「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2020年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

○ 産業基礎調査の内容を追記。

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 事業に伴うCO₂排出が見えづらいため、経営上の課題として意識されにくいと考えられます。
- ✓ 事業者に対しては、行政からのアプローチだけでは、限界があります。
- ✓ 脱炭素を単に制約的な要素としてだけで捉えず、成長の機会として考えていくよう促していくことが必要です。

■ 課題

- ✓ 脱炭素経営のメリットや取り組まない将来的なリスクについての理解を広げていく必要があります。
- ✓ メリットが生じづらい事業者に対しても、取組みの相対的な優位性をメリットとして顕在化させていく必要があります。
- ✓ 補助金などの支援策などについて、普及啓発と利用の利便性を高める必要があります。
- ✓ 個々の事業者の事業特性や事情に応じたコンサルティングが行える環境整備を図っていく必要があります。
- ✓ 環境産業を区の新しい成長産業として育成していく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 事業者のニーズや脱炭素型の経営を行う（あるいは行わない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 区内の多数を占める中小の小売業や生活関連産業などにおける脱炭素経営を促進するため、認証や表彰などによるブランディングなど、取り組むことのメリットを創出します。
- ◆ 事業者が脱炭素経営を進める重要性やメリット、取り組まないことによるリスクを理解・認識・習得するため、SNSなどのあらゆる媒体を活用した幅広い情報発信や具体的な講座の開催、金融機関などと連携して業種に合わせたきめ細かい周知など、幅広く普及啓発を進めます。
- ◆ 脱炭素をはじめとする環境産業の課題解決に資する事業者の創出・育成のための環境整備を行います。

(3) 脱炭素行動・エネルギー（区役所）

■ 現状（問題）

- 2022年度のエネルギー使用量は、2009年度比で2.8%増加となっています。
 - 現行計画における目標では、2022年度に2009年度比17.5%削減としています。
 - 床面積1㎡あたりのエネルギー消費原単位では2009年度比で9.1%削減とエネルギー効率は高まっています。
 - 新型コロナウイルス対応のための公共施設の施設利用者の健康・安全の確保や、児童・生徒数・学級数の増加、本庁舎等整備に伴うローリングの実施等による区施設の増加等がエネルギー使用量の増加に影響していると考えられます。
- 改築や建て替えによるZEB化の全体的な進捗に時間がかかり、省エネ改修も進んでいません。
 - 公共施設全体の改修・整備予算が不足する中で、部分的な省エネ改修等に対する予算が不足しています。
- 事業からのCO₂排出量削減が進んでいません。
 - 組織の規模や公務の特性などから、業務における紙利用の削減やイベントの脱炭素化、公用車のEV化などの加速が難しい。

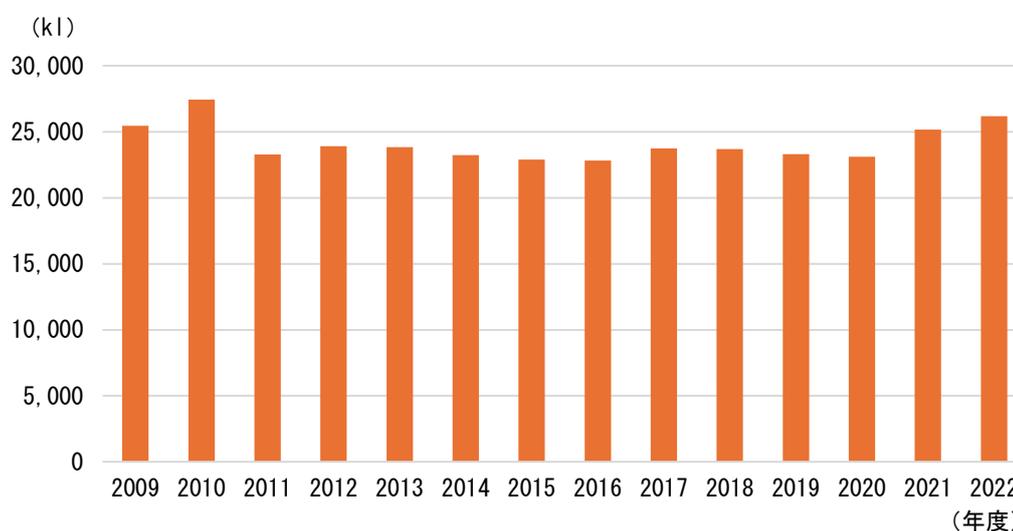


図 区役所における総エネルギー使用量の推移

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ CO₂排出量削減に関するコストを必要不可欠な行政コストとして考えていく必要があります。
- ✓ 国における支援制度が拡充しており、また、省エネに関する様々な手法も提案されています。
- ✓ 多様な行政課題の中で脱炭素の優先順位をどのように捉えるのか庁内議論が必要です。

■ 課題

- ✓ CO₂排出量削減を公共施設整備や区の事業等における基礎的なコストとして政策に実装していく必要があります。
- ✓ 財源と体制を確保し、計画的に施設整備や運営の脱炭素化を進めていく必要があります。
- ✓ 自治体間連携の推進を図り、再エネ電気の導入の施策の相乗効果を高めることで導入を図りやすい環境づくりを行う必要があります。



対応の方向性

- ◆ 区の脱炭素を進めるための考え方やあり方を整理し、ハード（公共施設整備等）ソフト（事業運営・実施等）の両面において、CO₂排出量削減を、区の事務事業を行う上での基礎的な考え方として定着させます。
- ◆ 各事務事業の実施所管がCO₂排出量をコストとして認識し、CO₂排出量削減につなげていくよう、事務事業の実施に伴うCO₂排出量の見える化を進めます。
- ◆ 自治体間連携の更なる推進のため、再エネ電気に限らない、多分野での付加価値を高めることで、再エネ導入を諮りやすい環境づくりを行います。

2 建築・地区街づくり

■ 現状（問題）

- 区内の温室効果ガス排出量のうち、「家庭部門」は約45%を占めており^{※1}、住宅のCO₂排出量のうち、冷暖房が約2割を占めています^{※2}。
 - 冷暖房のCO₂排出量削減などは、建築物自体の断熱化などが効果的ですが、大規模な改修を伴います。
 - 給湯のCO₂排出量なども大規模な設備導入となります。
- 新築の建築物については脱炭素化が進んでいく事が見込まれるが、既存建築物については対応が進んでいません。
 - 規制手段が確保されている新築と比較して、建物所有者の意向次第となる既存建築物は法規制の面からの対応に限られます。
- 自動車中心の道路環境となっています。
 - 歩いて楽しいまちを目標に掲げて取り組んでいますが、インフラ更新は時間がかかるほか、交通管理者など多様なステークホルダーが関わることから成果を出すのに時間がかかります。

※1 「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2020年度）」（オール東京62市区町村共同事業）

※2 環境省「家庭部門のCO₂排出実態統計調査（令和2年度確報値）」に基づく、「地方別世帯当たり年間用途別CO₂排出量構成比」の関東甲信地方の割合

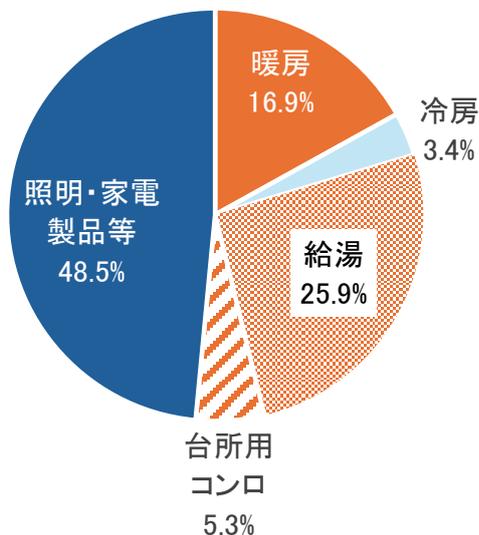


図 関東甲信地方の世帯当たり年間用途別CO₂排出量構成比

環境省「家庭部門のCO₂排出実態統計調査（令和2年度確報値）」を基に作成

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 建築行為や住宅に求める価値の優先度は人により様々であり、環境性能や意匠等は相手方に委ねるものであるため、建築規制のみでの対応することは困難です。
- ✓ 建築費が高騰しており、安易な規制は区民負担を増大させるものとなる恐れがあります。
- ✓ 所有者の高齢化のため既存建築物の改修のモチベーションを得にくいことが考えられます。
- ✓ 道路環境の大幅な改善には時間がかかることから、ソフト的な対応が必要です。
- ✓ 自動車の通行規制は、区民生活や事業環境に大きな影響を与えるため、地域の合意形成が容易ではありません。

■ 課題

- ✓ 国の動きをふまえながら、東京都などと連携し、建築費の高騰を防ぎつつ、既存建築物の改修がしやすい建築規制や誘導策の導入が必要です。
- ✓ 脱炭素を地域の課題として、持続的な街づくりに関する住民の理解を得ていくための取り組みが必要です。
- ✓ 歩行者中心の街づくりに関する住民の理解を広め、少しずつ実績を積み上げていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 既存建築物の改修がしやすい環境をつくるため、国の動向を踏まえ、都と連携し、エコ住宅補助金をはじめとする助成制度などの、支援策の充実を図ります。
- ◆ 地区街づくり等においては、脱炭素などの環境に関するルール整備に取り組みます。
- ◆ ウォークアブルな街づくりの効果を地域住民に発信するため、道路管理者等と連携し、公共空間を活用した社会実験などに取り組み、ハード面での取り組みを推進していきます。

【コラム】ウォーカブルな街づくり

3 交通・移動

■ 現状（問題）

- 区内のCO₂排出量のうち「運輸部門」は約15%を占めています*。
 - 区内の自動車登録台数や交通量は全体として減少していますが、CO₂排出量は依然として大きい状況です。
- 公共交通機関のネットワークが充実していない地域があります。
 - 都市計画道路などの整備状況が低い地域では、バス路線の密度が低い状況です。
- ZEVの登録台数は増えていますが、まだ区内自動車登録台数の1%程度に留まっています。
 - 充電場所などが少なく、区民が日常的に利用できる環境が整っていません。

※ 「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2020年度）」（オール東京62市区町村共同事業）

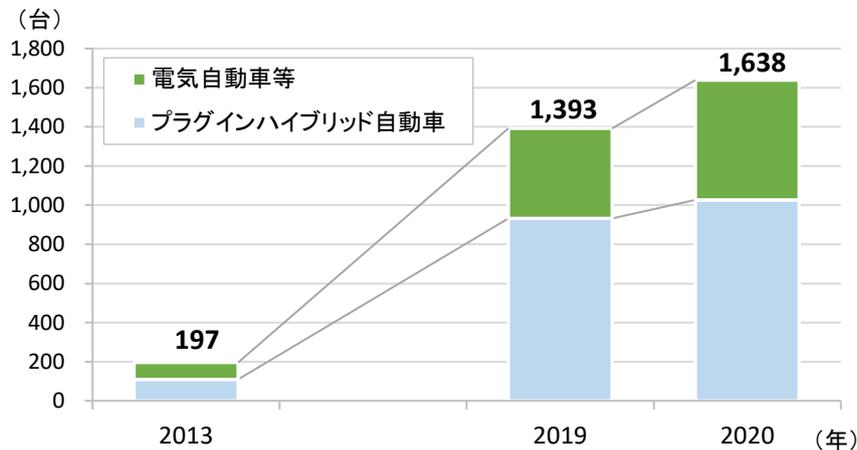


図 区内のZEV車種別保有台数の推移

一般財団法人自動車検査登録情報協会提供データを基に作成

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 都市計画道路の整備率が低いものの、短期的改善は難しいため、都市計画道路等の整備状況を踏まえ、バス交通の拡充に向け、都及び区施行の事業進捗を把握し、対応を進めていくことが必要です。
- ✓ シェアサイクルや小型モビリティの普及促進、公共交通の更なる充実により、自家用車からの転換をめざしています。
- ✓ ZEVは、自動車業界全体の変革によって近い将来に普及期を迎えることが予想されます。
- ✓ 行政としては、ZEVに対する区民の理解増進と合わせて、まちでの利用環境の整備に取り組むことも必要です。

課題

- ✓ 自動車の走行環境や道路の交通環境を改善し、渋滞損失や道路に起因する環境負荷の低減、自動車などの移動円滑化を図る必要があります。
- ✓ バスなど既存公共交通機関のCO₂排出量の低減と利便性の向上を図っていく必要があります。
- ✓ 地域の特性をふまえ、CO₂排出量の少ない移動手段の利用促進や利用しやすい環境整備を図る必要があります。
- ✓ ZEVの利用環境を整備していく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 道路と鉄道の立体交差化など、交通渋滞の緩和に取り組み、自動車等の移動の円滑化を進めていきます。
- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関による地域の移動を推進しながら、CO₂排出削減に努め、移動の脱炭素化の促進を図ります。
- ◆ 小型モビリティ等の普及を促進するとともに、時代の動きをとらえた移動手法を組み合わせ、移動しやすい環境整備と移動時の環境負荷低減を推進していきます。
- ◆ ZEVの普及のため、事業者と連携して、EV充電設備の拡大を図るなど、区民ニーズを的確に捉えた普及策を進めていきます。

4 みどり

(1) みどり（民有地）

■ 現状（問題）

- 区内のみどり率は 24.38%（2021 年度）となり、過去 5 年では減少、15 年程度では概ね横ばいとなっているます*。
 - 減少の主な要因として、相続等を契機とした敷地の細分化、農地の減少等が挙げられます。
- 区内の緑被面積のうち民有地の緑被面積が 64%を占めています。
- 全国的にも厳しい緑化規制（緑化地域制度による緑化基準など）により、みどりの減少に歯止めをかけています。
 - 集合住宅の緑被は増加しており、緑化基準により設けられた緑化の成長などが要因と考えられます。
- 市民緑地制度など諸制度の適用、保存樹木への維持管理支援によるみどりの保全、緑化助成制度など支援策の積極的な展開やひとつぼみどりの普及促進などによるみどりの創出に取り組んでいますが、みどり率の向上には限度があります。

※ 世田谷区の土地利用 2021

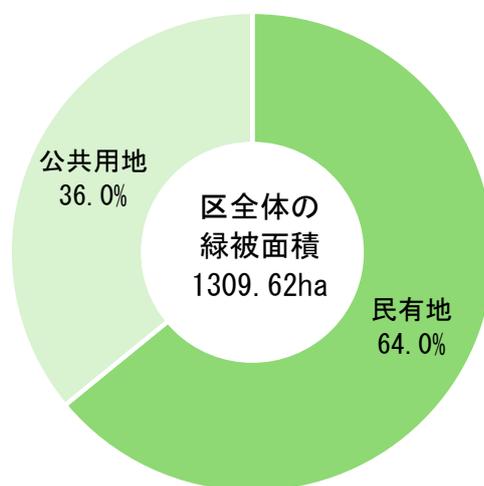


図 公民別「緑被」面積割合

令和3年度世田谷区みどりの資源調査を基に作成

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 社会経済活動の中で土地利用が変化することから、行政として抜本的な対応は難しく、緑化のインセンティブとなる施策を多面的に展開しなければなりません。
- ✓ 緑化助成制度や市民緑地制度など、支援策は比較的揃っているが認知度も十分ではなく、効果的には活用されていません。
- ✓ 樹木の維持管理上の負担が樹木所有者の重荷になっている場合があり、地域や行政からの支援を求める声は多い状況です。
- ✓ 区民のみどりに関する意識を高め、自らの手でみどりを守り育てているという、主体的な価値観を共有化することも大切です。

■ 課題

- ✓ 各種支援策の新設拡充や啓発活動の充実により、区民等によるみどりの保全・創出を広めていく必要があります。
- ✓ みどりの量や質を維持するために、維持管理や活用にも目を向けた施策を構築していく必要があります。
- ✓ みどりの効果を見える化する等、区民全体にみどりを守り育む意識や生物多様性の認識を十分に浸透させていく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 区民のみどりに関する意識や行動を分析し、重点化すべき対策を進めていきます。
- ◆ 緑化に係る各種助成制度について、対象範囲の拡大、助成メニューの拡充などにより、普及啓発を図ります。
- ◆ 区民が暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感できるよう、区民が身近な自然に触れる場や機会を増やすとともに、区民のみどりに関する意識を高め、自らの手でみどりを守り育てているという主体的な価値観を共有化します。
- ◆ みどりの持つ多種多様な効果の見える化など、その機能を分かりやすく発信することで、みどりに関する認識の浸透を図ります。
- ◆ 緑化基準の継続的な運用を図るとともに、検証を加え、建築に伴うみどりの保全・創出を推進します。
- ◆ 骨格的なみどりの軸である国分寺崖線上の樹林、農地の保全を進めます。

※赤字：特別委員会意見を踏まえ、追記。

【コラム】世田谷ひとつぼみどりのススメ

(2) みどり (公園・緑地)

■ 現状 (問題)

- 公園緑地面積は年々増加しており、みどり率に寄与しています。
 - 都市公園等は、この40年間で178haから266haと面積で1.5倍、個所数も218箇所から559箇所と倍以上に増加しています※¹。
- 人口増加により一人当たり公園緑地面積は伸び悩んでいます。
 - 一人当たり公園等面積は、2011年の3.03㎡から2021年の2.90㎡へと減少しています※²。
- 区内には公園が不足している地域が多くあります。また、箇所・規模・配置ともに偏りがあります。
- 国分寺崖線などには、貴重な私有樹林地が残っています。

※1 世田谷区の土地利用 2021

※2 令和3年度世田谷区みどりの資源調査

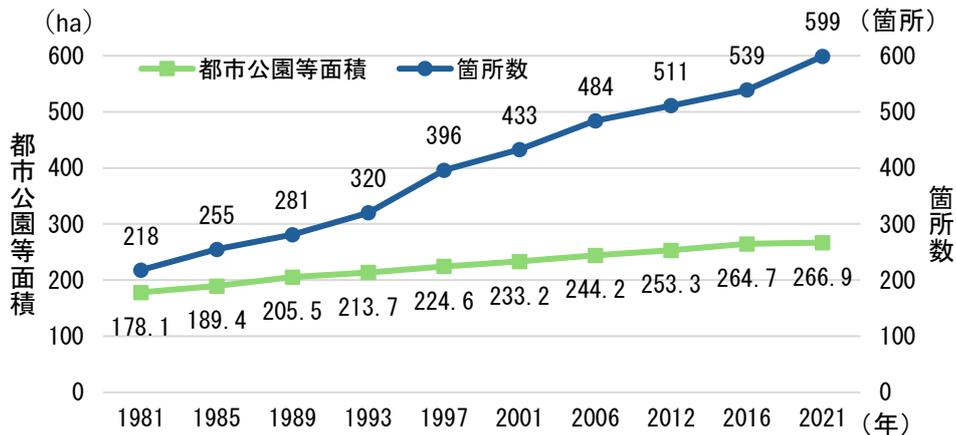


図 都市公園等の推移

世田谷区の土地利用 2021 を基に作成

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 都市計画公園・緑地内や公園が不足している地域では、機会を適切に捉えて区が土地を取得し、公園緑地の整備を計画的に進めていきます。
- ✓ 大規模な公園用地がない場合は、小規模公園のネットワークにより補完することが大切です。
- ✓ 区内の公共公益施設を公園緑地と同様に、地域のみどりの拠点やネットワークの資源として活用する視点が必要です。
- ✓ 公園緑地には、身近な自然という以外にも、レクリエーションや防災上の機能など、都市の中の貴重な空地として様々な機能があり、地球温暖化防止や生物多様性の維持に貢献しているという認識が必要です。
- ✓ 地域の生物多様性ネットワークを維持していくためには、ある程度の規模の自然拠点が重要です。

課題

- ✓ 公園緑地における用地取得等については、財政計画との整合や財源の確保を図る必要があります。また、整備後は継続的に維持管理費が必要となります。
- ✓ 国分寺崖線上の大規模樹林地や生産緑地等は、区が必要に応じて取得することも検討する必要があります。
- ✓ 国分寺崖線上の樹木など、公園緑地内の樹木については、適切な維持管理や更新が必要です。
- ✓ 公園緑地が果たしている機能やその必要性などについて、区民の理解を深めていく必要があります。
- ✓ 公共公益施設を地域のみどりの拠点とするために、積極的な緑化を推進する必要があります。



対応の方向性

- ◆ 区民が公園に期待する役割やニーズに沿った公園整備を進めます。
- ◆ 特に公園緑地が少ない地域や防災面で公園が必要とされている地域、国分寺崖線保全重点地区等の位置付けがある地域などにおいて、土地の取得を計画に進めます。また、土地の取得にあたっては、国や都からの特定財源の確保に努めます。
- ◆ 公園緑地の維持管理費の削減も見据え、官民連携手法による公園緑地の整備・管理運営や地域住民との協働による樹林地等の保全・管理等の検討を進めます。
- ◆ 公園緑地の持つ「生きもの拠点」の役割を保持・向上するため、在来種を活用した植栽や多様な空間の創出等、生物多様性に配慮した整備や管理を進めます。
- ◆ 公園緑地が果たしている機能やその必要性などについて、区民の理解を深めていくため、SNSなどの情報媒体等の複合的な手段を用いて、普及啓発を進めます。
- ◆ 公共公益施設の緑化を推進し、地域のみどりの拠点やネットワークの資源として活用します。

5 農

■ 現状（問題）

- 経営農地は、宅地化の進行により減少傾向にあり、2018年度（85ha）から2022年度（77ha）の5年間では7ha減少しています*。
- 区では、あらかじめ農業公園として都市計画決定を行った生産緑地に限って、取得しています。
 - 区内の生産緑地約80haに対して、区が農地保全方針に基づき都市計画決定した農業公園は約7haです。
- 農業従事者は年々減少しており、高齢化も進んでいます。
 - 農地所有者の多くは農地を残したいという意向が見られますが、相続税の負担や高齢化、後継者不在などの理由により、相続のタイミングで農地を手放さざるを得ないという問題があります。
- 近年、気候変動によりこれまで行ってきた農産物の栽培に影響が生じています。
 - 気候変動により従来の栽培時期や栽培方法では生育が難しくなっています。
- 区が行っている区民が農に触れる事業は、区民等の関心が高く、特にふれあい農園事業や区民農園は申込み者数も多く、区民農園は待機者が多数生じる状況となっています。

※ 令和4（2022）年農家基本調査集計表

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 農業や農地は、産業としての農業やみどりの一つとしての農地というだけではなく、都市の多様性や食の観点など様々な相乗・波及効果が見込まれます。
- ✓ 食料自給率や地産地消の観点から、農業の重要性は高まっています。
- ✓ 区民の農業に対する関心は高く、身近な場所で農業体験ができる環境は魅力的なコンテンツと考えられます。
- ✓ 貸借制度の改定などにより農地の活用方法の幅が広がっています。

農地の写真など

課題

- ✓ 都市農業における農業経営の強化を図り、農業の産業としての持続性を高めていく必要があります。
- ✓ 地域における農地や農業の意義や重要性について区民の理解を深めていく必要があります。
- ✓ 貸借制度等をさらに活用し、農業振興・農地保全につなげていく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 農家への様々な事業や制度の周知を進め、事業や制度を活用する農家を増やし、農業経営の支援を進めます。
- ◆ ふれあい農園事業など、区民が「農」に触れ合える機会の創出、地域における農地や農業の意義や重要性の効果的な発信などにより、農業の振興と農地保全を後押しする機運を高めます。
- ◆ 農家自身での営農が難しくなるような場合について、都市農地賃借制度の活用などの検討を進め、農地保全につなげていきます。

6 グリーンインフラ

■ 現状（問題）

- グリーンインフラは新しい概念であり、国や地域における事情や考え方に応じた取組みが行われています。
- 区では、世田谷区豪雨対策行動計画（改定）やみどりの基本計画等において、グリーンインフラの推進・促進の考え方を取り入れ、公共施設等でのグリーンインフラの取組みや、区民等への促進支援策を実施しています。
- 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォームを設置し、横断的にグリーンインフラの推進・促進に取り組んでいます。
- 公共施設や民間施設では、グリーンインフラと同様の取組みが以前から行われていたが、更なる広がりが必要です。
- グリーンインフラや助成制度に関する区民や事業者の認知度が低い状況です。
 - グリーンインフラの概念は幅が広く、理解しにくいことが要因の一つと考えられます。

グリーンインフラの概念の解説、雨庭・緑溝の写真など

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ グリーンインフラは、雨水流出を抑制する機能以外に、様々な効果が見込まれる取組みです。
- ✓ グリーンインフラは、グレーインフラと対立するものではなく、双方の特性を踏まえ、適切な組み合わせが必要です。
- ✓ 地域で広く取り組まれることで効果を発揮する取組みです。
- ✓ 近年は国や東京都などの施策においても注目されています。

■ 課題

- ✓ 相乗効果が見込まれる他分野と連携の可能性を検討しながら、総合的に取組みを進めていく必要があります。
- ✓ グリーンインフラの概念や効果などを区として取りまとめ、区民や事業者等にわかりやすく示し理解してもらい、行動変容を促していく必要があります。
- ✓ 国や東京都などと連携して取組みを進めていく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 区は、国や都などと連携して公共施設整備等において取組みを進めるとともに、民有地におけるグリーンインフラの取組みについて支援を進めていきます。
- ◆ 広く個人や事業者等、様々な主体がそれぞれに実行可能な方法で取組み、生活様式や地域コミュニティに活用されるよう、普及啓発及び支援を進めていきます。
- ◆ 「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方」であるグリーンインフラをまとめたガイドラインにより、取組みや効果をわかりやすく提示します。

【コラム】グリーンインフラ

※ガイドがまとまった段階で、世田谷区としての捉え方を記述

7 公害対策・美化

■ 現状（問題）

- 大気や水質などの環境基準の達成率は、近年、100%となっており、従来型の公害については改善が進んでいます。
- 一方で生活騒音やにおいなど、生活の中で相互に影響する事象において、区への通報が増えており、電磁波など新たな項目での意見も寄せられています。
 - 住宅の密集化や暮らし方、価値観の多様化などが要因と考えられます。
- 公共空間においても、個人マナーに起因する問題についての意見が寄せられています。
- 特に喫煙マナーについては、指定喫煙場所を増やすとともに、様々なマナー向上のための普及啓発を行っていますが、依然としてたばこマナーに関する区民満足度は5割以下で、区への苦情も多い状況です※。

※ 世田谷区民意識調査 2022

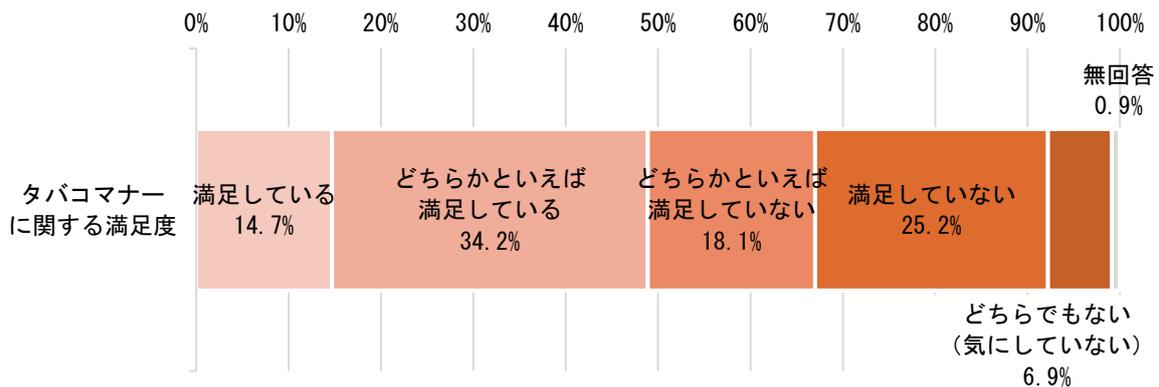


図 たばこマナーに関する満足度

世田谷区民意識調査 2022 を基に作成

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 密集化した都市部においては避けられない問題であり、区民の理解を得ながら全体の生活マナーを高めていくことが基本となります。
- ✓ 個人の価値観が多様化している現状を踏まえた対応が必要です。
- ✓ 地域コミュニティの衰退や世帯人数の減少など、地域生活において他者の許容度が下がっている可能性があります。
- ✓ 喫煙問題は、喫煙者のマナー向上を図ることが最も重要です。

課題

- ✓ 区民の生活に影響を及ぼす新たな事象について、気候や社会・経済、価値観の変化などを踏まえ、区民への情報発信などを行っていく必要があります。
- ✓ 公共という概念に対する区民の理解を深めていくことが必要であります。
- ✓ 喫煙マナーは、喫煙に対する知識やルールなどについて喫煙者の理解を広めていく必要があります。
- ✓ 社会認識の変化に応じて公共空間における喫煙のあり方を検討しつつ、喫煙マナーの向上を図るための環境整備を進めていく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 区民や事業者が公害対策や環境美化を実践する（あるいは実践しない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 社会情勢の変化に適切かつ迅速に対応するため、国や都とも連携し、電磁波など新たな問題への対策を、科学的、客観的根拠に基づき推進します。
- ◆ 低周波騒音や香害などの新しい公害問題に対しては、問題ごとに実態把握、要因分析を行い、エビデンスを蓄積するとともに、相互の話し合いによる解決、関係機関との連携による支援に取り組みます。
- ◆ 個人の価値観が多様化する中で、公共空間での快適性を保つために求められるマナーやルールについて、区民参加型イベントやSNSなど複合的な手段を通じて、周知啓発していきます。
- ◆ 区及び民間による指定喫煙場所の整備拡充、周知啓発や巡回指導の強化により、非喫煙者の受動防止に努めます。

※赤字：特別委員会意見を踏まえ、追記。

8 資源循環

■ 現状（問題）

- 国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済活動から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用して付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指しています。地域での再生可能資源を可能な限り循環させ、活用し、生産から廃棄までのライフサイクルの各段階において、資源循環を徹底することで、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な地域社会づくりを推進します。
- 2022年度のごみ収集量は、前年度と比較して全体では約3.4%減となっています。
 - 新型コロナウイルス感染症などの影響によりごみの量が増加したが、昨年度からはその影響が落ち着き減少しています。
- 2022年度の資源回収量は、前年度と比較して約4.0%減となっています。
 - 新型コロナウイルス感染症などの影響により資源回収量が増えましたが、前年度より資源量は減少しました。
- ICT化の進展など社会経済情勢の変化や区民のライフスタイルの変化への対応が必要となっています。
 - スマートフォン・タブレットなど二次電池を利用した商品の普及やICT化の進展、区民のライフスタイルの変化に伴う新聞・雑誌購読数の減少、町会・自治会の加入率低下や高齢化などによる集団回収の減少などにより資源回収量の減少が進んでいます。
- エシカル消費[※]に関する区民の認知度が低い一方で、関心があっても消費行動の変容に結びついていません。

※ 人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ スマートフォン・タブレットの普及やICT化の進展など、社会経済情勢や区民のライフスタイルの変化を踏まえた対応が必要です。
- ✓ ごみ減量への関心が低い若年層に対して、フリマアプリや古着店の利用など若年層が取り入れやすいリユース行動の普及啓発を進めていくことが必要です。
- ✓ ごみと資源の分別や食品ロス削減について、より多様な普及啓発や情報発信が求められています。
- ✓ エシカル消費の多様な概念は、具体的な環境課題と結びつけて考えていくことでわかりやすく伝える工夫が必要です。

【コラム】 エシカル消費

課題

- ✓ ごみ量としては減少傾向にあるが、区の将来的な人口・世帯構成の変化等を踏まえると、さらなるごみ減量に向けては、関心が低い若年層や転入者、大規模集合住宅などの居住形態に応じたごみ減量の取組みが課題となります。
- ✓ SDGsの達成や食品ロス削減、海洋プラスチック問題への対応などをさらに推進し、資源を浪費せずに循環的に使うなど、区民の日常生活での行動変容を促す取組みを進めていく必要があります。
- ✓ エシカル消費に関して学習機会の創出などにより理解を広めるとともに、消費現場において消費者が選択できる環境づくりが必要です。

対応の方向性

*将来像（2050年頃を想定）の実現に向け、進めていく取組みの方向性（2030年頃までを想定）

- ◆ プラスチックの分別収集の検討やそれに先立つプラスチック発生抑制などを強化し、資源循環型社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ◆ SNSやデジタルサイネージなど新たな技術を活用し、ターゲット層に対して資源循環が見える化しつつ、より効果的にごみ減量に繋がる普及啓発を行います。
- ◆ 多言語対応・プッシュ通知機能のあるスマートフォン向け資源・ごみ分別アプリなどをより効果的に活用し、必要な方に必要なタイミングで情報が届くよう取組みを強化します。
- ◆ 有料ごみ処理のキャッシュレス決済などについて導入を検討し、デジタル技術を活用した区民の利便性の向上や効率的・安定的な収集体制の構築に努めます。
- ◆ 子どもや若年層への普及・啓発による将来世代への意識醸成とともに、その効果を家族等の現役世代へ波及させ、エシカル関心層の増加を図ります。
- ◆ エシカル消費を実践できる環境整備等により消費者の行動を変容させるとともに、事業者におけるエシカル意識を醸成し、一層の推進に努めます。

第6章 分野横断の取組み

調整中（別紙1参照）

第7章 計画の推進

1 実現に向けて

調整中（別紙2参照）

2 進捗管理

「第2章 計画策定の視点」の「3 計画策定のねらい」に示したように、本計画は「環境」の総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び指標・進行管理は各分野の個別計画に位置付け、進めていきます。

この趣旨を踏まえ、次の視点から進捗管理を行います。

<本計画の進捗管理の視点>

- ①本計画に示した各分野の方向性が、個別計画において施策・事業に反映、実行されているか。
- ②分野横断の取組みが施策化され、実行されているか。

第8章 環境行動指針

区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会を目指すという本計画の基本理念に沿って、環境行動に取り組みます。

1 区民

- 日々の暮らしが「環境」の恩恵に支えられていることを認識し、環境配慮行動に取り組みます。
- 日常生活の全ての面にわたって、環境への負荷の低減に努めます。
(分野ごとのポイントとなる事項を記載)
 - ・
 - ・
 - ・
- 地域社会の中で、生活環境、自然環境をよりよくする取組に協力、参加します。

2 事業者

- 事業活動が「環境」の恩恵に支えられていることを認識し、事業活動のあらゆる場面において、環境への配慮に努めます。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めます。
(分野ごとのポイントとなる事項を記載)
 - ・
 - ・
 - ・
- 環境法令を遵守し、地域住民の健康と安全を守ります。
- 地域社会の中で、生活環境、自然環境をよりよくする取組に協力、参加します。

3 区

※世田谷区環境方針⇨区の行動指針に当たると考えます。世田谷区環境方針をベースに、脱炭素化等の時流を踏まえて内容を一部アップデートする方向で見直します。

- 全職員が、主体的に環境配慮行動に取り組みます。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めます。
 - (1) 省エネルギーの継続的取組みと再生可能エネルギーの普及拡大
 - (2) ごみの発生抑制と資源の有効利用
 - (3) 自然環境や良好な景観の保全と創出（「世田谷みどり33」の推進等）
 - (4) 「グリーン購入」の推進と公有者の適切な使用による環境負荷の低減
 - (5) 区民・事業者等の環境保全活動等の支援と環境教育の推進
- 環境法令を遵守し、区民の健康と生活環境を守ります。
- 環境方針や取組みの成果等を広く内外に公表します。
- 各職場で、具体的かつ実効性のある環境目的及び目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、継続的な改善に努めます。

資料編

(掲載予定)

- ・ 環境基本条例
 - ・ 検討の経過
 - ・ 環境に関する区民意識・実態調査の結果
 - ・ 環境行動指針の詳細
- など

「第 6 章 分野横断の取組み」

検討用資料

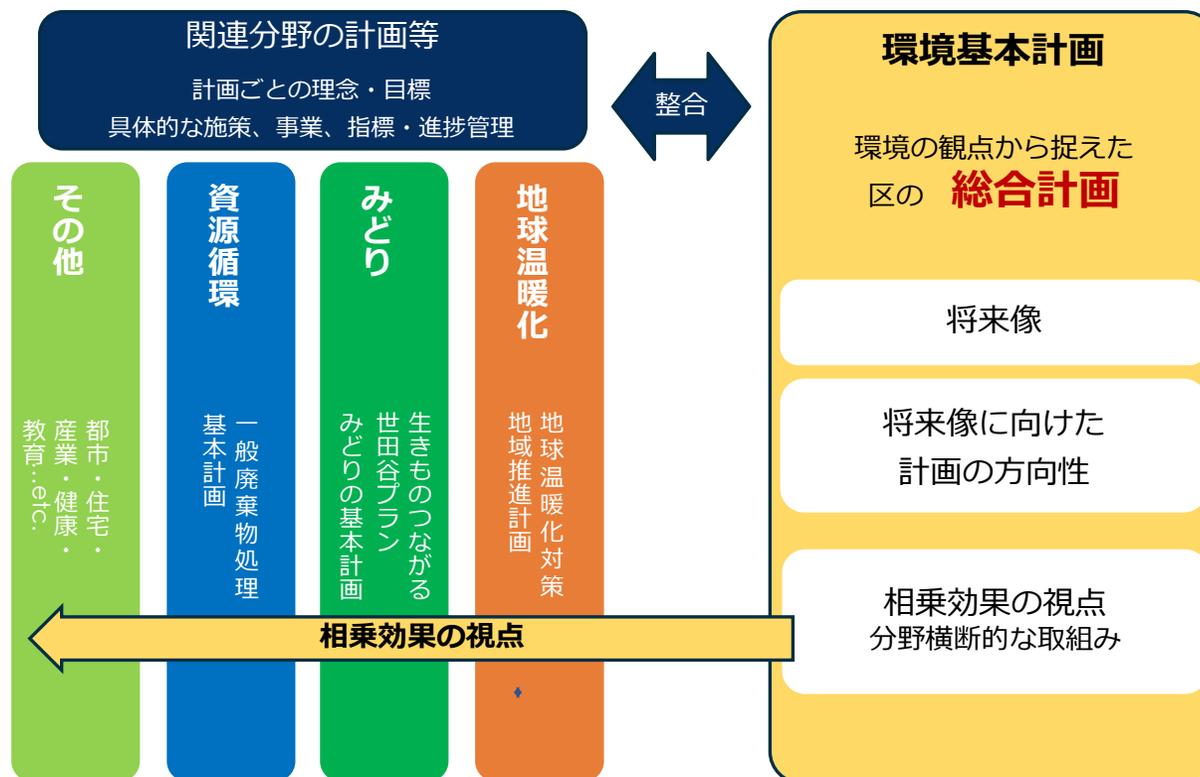
第6章分野横断の取組みについて

この章では、第2章にある本計画の策定の狙いの一つである「分野横断的な視点の強化」について、その考え方及び狙いを示すとともに、相乗効果を生む分野横断的な視点に基づく4つの取組みを示します。

審議会	委員	内容
令和6年第1回 (R6.1.30)	菅井委員	分野を「環境」と「環境以外」に分けています。「環境以外」の分野、特に防災、産業、健康、教育は、環境と強弱ありますが、密接な関係を持っていて分野として区分してしまっているのか、という心配があります。ただ区分には一定程度の納得感があり、分野の横断としたあとにまた融合させてはいるので、分野横断の考え方として、「環境」の分野が主導するのではなく、「人の暮らしや営みに直結する分野」である「環境以外」の分野が環境問題では主役である、というほうが区民への行動変容を指導する行政としては区民の取り組みが前向きにならないかな、と思いました。
	菅井委員	自分事のできることをできるだけ多く提示することが、すなわち「環境以外」の分野のアプローチを行政は積極的に推進するというのが必要ではないでしょうか。行政がいくら「環境」に関する政策、施策をうっても、自分事にならないと区民は動いてくれない、というのがこれまでの現実であり、環境意識の低さに現れていると思います。行政が補助金などで設備・機器を用意するなどハード面で支援するのも重要ですが（これは「環境」分野からのアプローチ）、視点を「人」の直結する分野（おそらくソフト面でのアプローチや費用負担につながるアプローチ）においたうえで環境問題に取り組むようにする、という考え方もあると思います。
	田中（真）委員	今回のこの環境基本計画の特徴として、階層で捉えていく、総合的や複合的に、相乗効果がなどの言葉があって、姿勢は賛同する。ただ、分野ごとの話になった時に、その階層ごとの話がどのようにこの各分野に関わってくるのかが、ちょっとイメージしにくい。とても重要なところだと思うので、分野ごとに、どこの層にどういう効果があるのか、区民に伝わるように記載してもらえるとわかりやすい。
	朝吹委員	相乗効果について、前回の審議会資料で示された将来像では、明るい未来がイメージできなかった。しかし、今回の資料で相乗効果を示されたことによって、イメージが沸いた。将来像について、相乗効果を生んで豊かな未来につながっていくことがわかるような図があればいい。

1. 考え方

第2章「計画策定の狙い」で示したとおり、環境分野は対象とする範囲が広く、問題が複合化しているとともに、取り巻く状況の変化が速いという特徴があります。そのため、環境問題が持つ複合性に対する的確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果（シナジー効果）を生む分野横断的な取組みを実施します。



2. 分野横断による狙い

① 複数分野・階層の課題の統合的解決

環境に関する「分野」が、環境の各階層（地球環境、自然環境、生活環境）に及ぼす影響の度合いは異なる。

（例）「脱炭素行動・エネルギー」は、地球環境に最も大きく影響を及ぼす。

一つの分野単体に対する取組みは最も深く関わる階層以外にも影響を及ぼす（図1）。また、分野を横断する取組みによって、複数分野の課題の統合的解決（マルチベネフィット）に加えて、各階層における課題解決につながり、それぞれの将来像実現に向けてより大きな効果をもたらす（図2）。

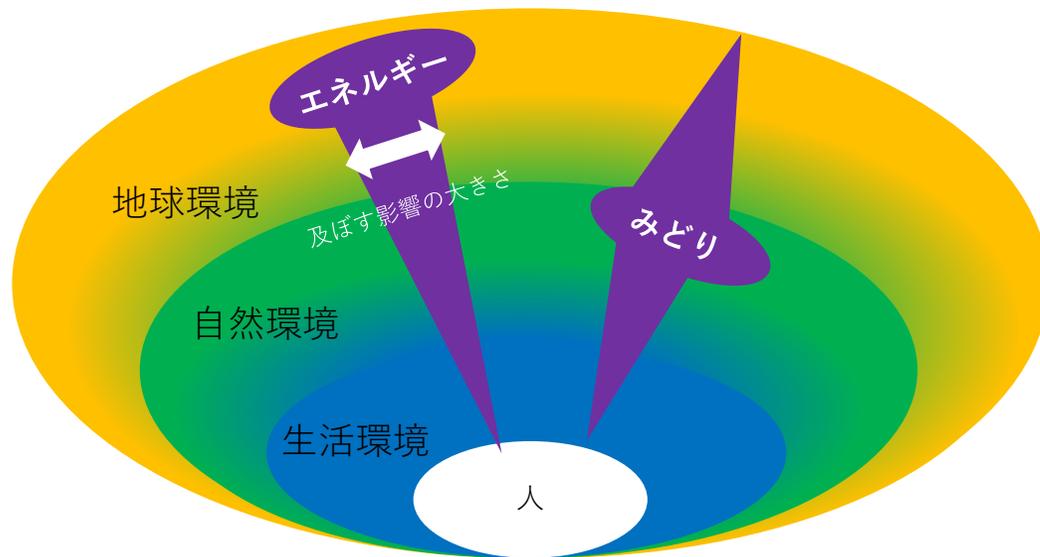


図1

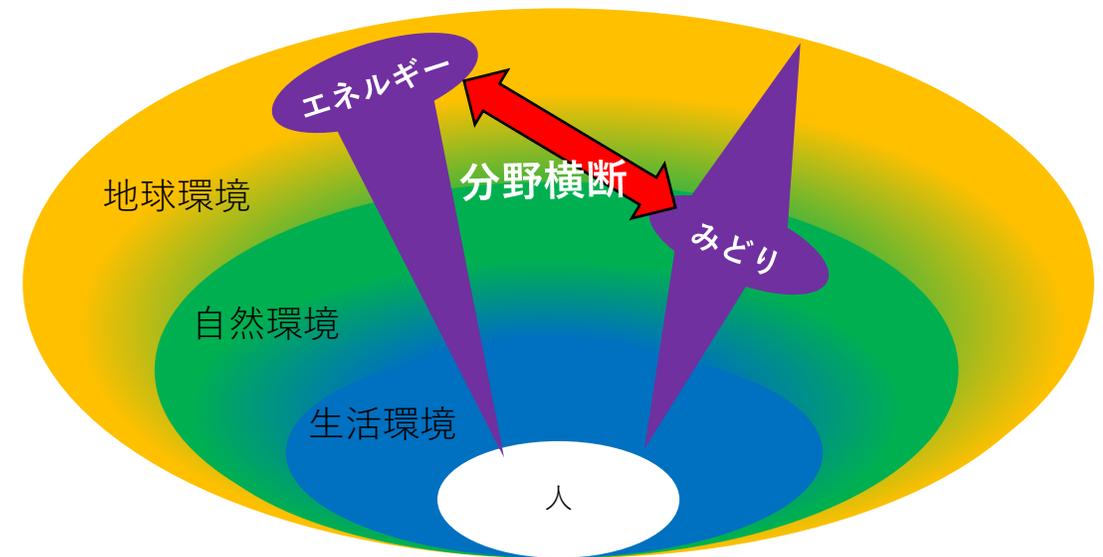
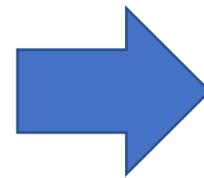


図2

2. 分野横断による狙い

② 行動促進

「環境」においては、気候変動対策など、人々が自分事として比較的感じにくい事柄もあるが、「公害対策・美化」や「健康」分野などの人々が身近に感じやすい分野との連携した取組みによって、「環境」に対する意識や行動の変容につなげやすい。

人々が身近に感じやすい分野への働きかけにより、「人」の「環境」に対する行動変容を促す。（図3）

（例）気候変動対策における「脱炭素行動・エネルギー」×身近に感じやすい「健康」（運輸部門のCO2排出量削減×徒歩や自転車利用の促進による健康増進（図4））

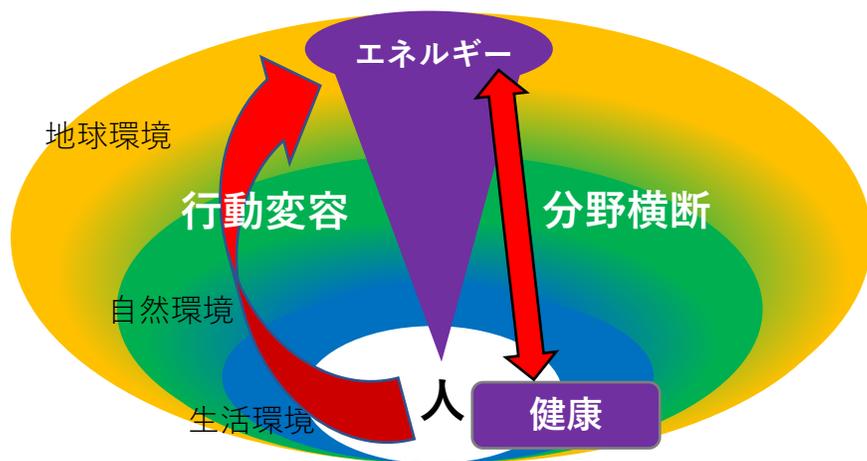


図3

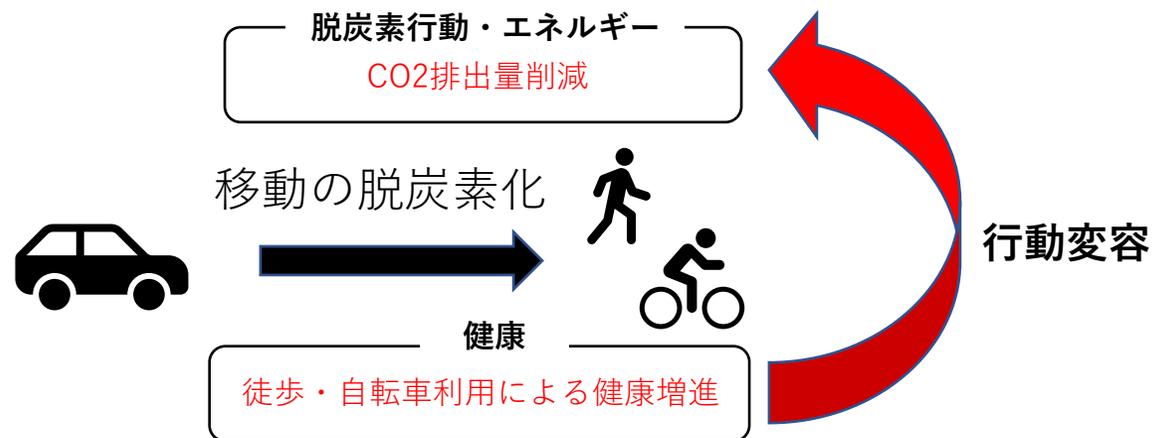


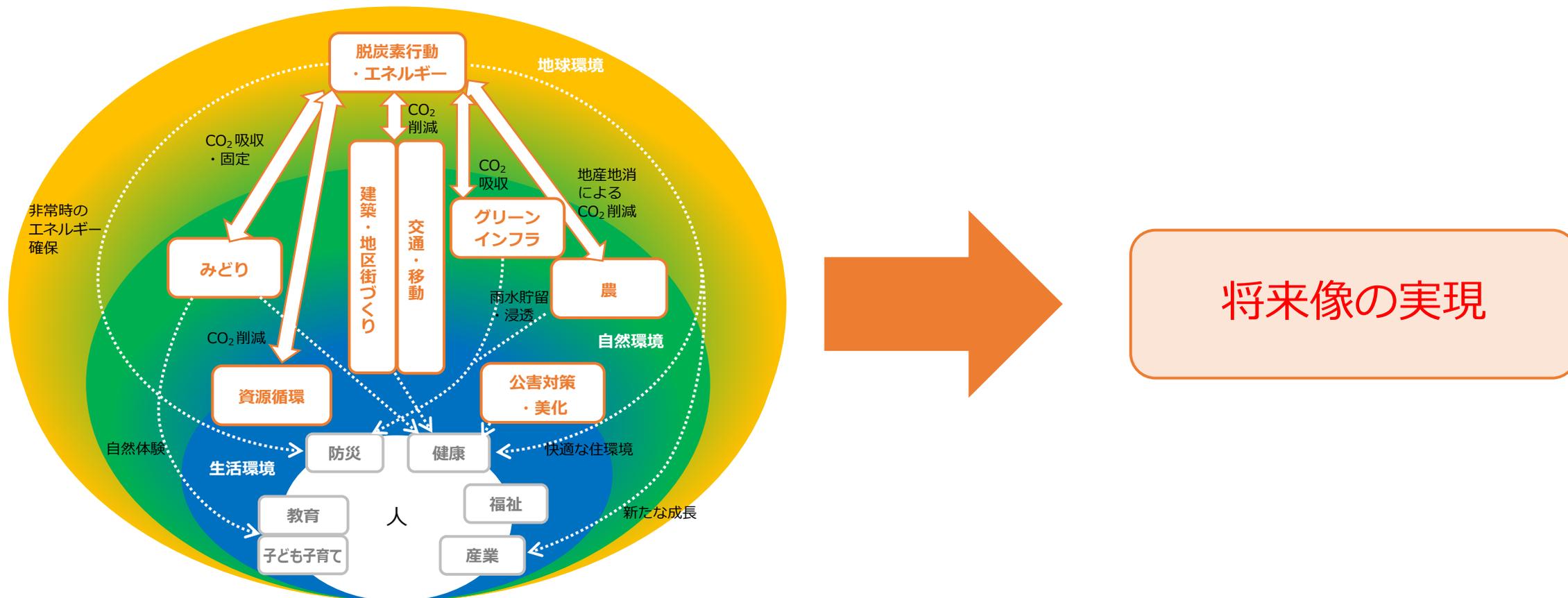
図4

③ 効果の増進

分野を横断した取組みにより、限られた期間・人員・予算などの中で、より大きな効果を発揮することが期待される。

2. 分野横断による狙い

相乗効果が各階層にもたらす影響



3. 対象とする分野

第5章分野ごとの方向性で設定した「区の環境の核となる分野」に加え、「人の暮らしや営みに直結する分野」とのつながりにも着目していきます。

なお、「人」は、他者との関係の中で存在する社会的な存在であることに着目し、ここでは「人」を「個人及び集団（人の集まり）」として捉えます。

区の環境の核となる分野

脱炭素行動
・エネルギー

建築・
地区街づくり

交通・移動

みどり

グリーン
インフラ

農

公害対策・美化

資源循環

人の暮らしや営みに直結する分野

防災

産業

福祉

子ども子育て

健康

教育

など

4. 分野ごとの分析

各分野における相乗効果の得やすいテーマの整理や施策の方向性をまとめた。

①脱炭素行動・エネルギー

エネルギーの使用を伴うあらゆる活動に関連する分野であることから、他の施策分野との接点を見出しやすい。

例として、建築やごみ・資源循環等の「環境の核となる分野」はもとより、「人の暮らしや営みに直結する分野」においても、非常時のエネルギー確保につながる防災分野や区民の日常の行動と密接に関わる健康分野、さらに産業分野や教育分野などとも親和性が高い。

②建築・地区街づくり

建築・地区街づくりは、都市の生活において人々が活動する基盤を構築するものであり、住宅や都市インフラなどの維持や発展には多くのエネルギーを必要することから、脱炭素行動・エネルギー分野などと接点を見出しやすい。

例として、住宅における再エネ導入による自立電源の確保は防災分野と親和性が高い。また、住宅の断熱改修等によるヒートショックの予防や歩いて暮らしやすいまちづくりの推進は、健康な暮らしにつながる。

③交通・移動

多くの移動にはエネルギーを必要とすることから、脱炭素行動・エネルギー分野などと接点を見出しやすい。

例として、公共交通の利用促進や自動車の脱炭素化などが、運輸部門の二酸化炭素排出量削減につながる。

④みどり

みどりが有する多様な機能を活かすことで、様々な分野との相乗効果が見込める。

例として、ヒートアイランド現象の緩和やCO₂の吸収・固定による脱炭素行動・エネルギー分野との親和性が高い。また、みどりを介したウォーキングやレクリエーション、自然体験は、健康や教育、子ども子育て分野との親和性が高い。

4. 分野ごとの分析

⑤グリーンインフラ

グリーンインフラは、自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力高める社会基盤や考え方であり、課題と活用する機能に応じて様々な相乗効果を見込める。

例として、グリーンインフラの有するヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素吸収、雨水の貯留浸透機能などの効果は、脱炭素・エネルギー分野や防災分野へ貢献する。また、地域風景の形成による街の魅力の向上にもつながり、地区街づくり分野とも親和性が高い。

⑥農

農地の多様な機能を活かすことで、様々な分野との相乗効果が見込める。

例として、地産地消の促進は、移動に伴うエネルギーの低減につながるため、脱炭素行動・エネルギー分野への親和性が高い。また、農地が有する多様な機能を活かす取組みが、みどりや防災、教育など様々な分野との相乗効果を見込める。

⑦公害対策・美化

環境の健全性に関わる分野であり、健康、自然環境に関連する分野と親和性がある。

例として、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害は、疾病、ストレスにつながる恐れがあることから、健康（衛生）分野と親和性が高い。

⑧資源循環

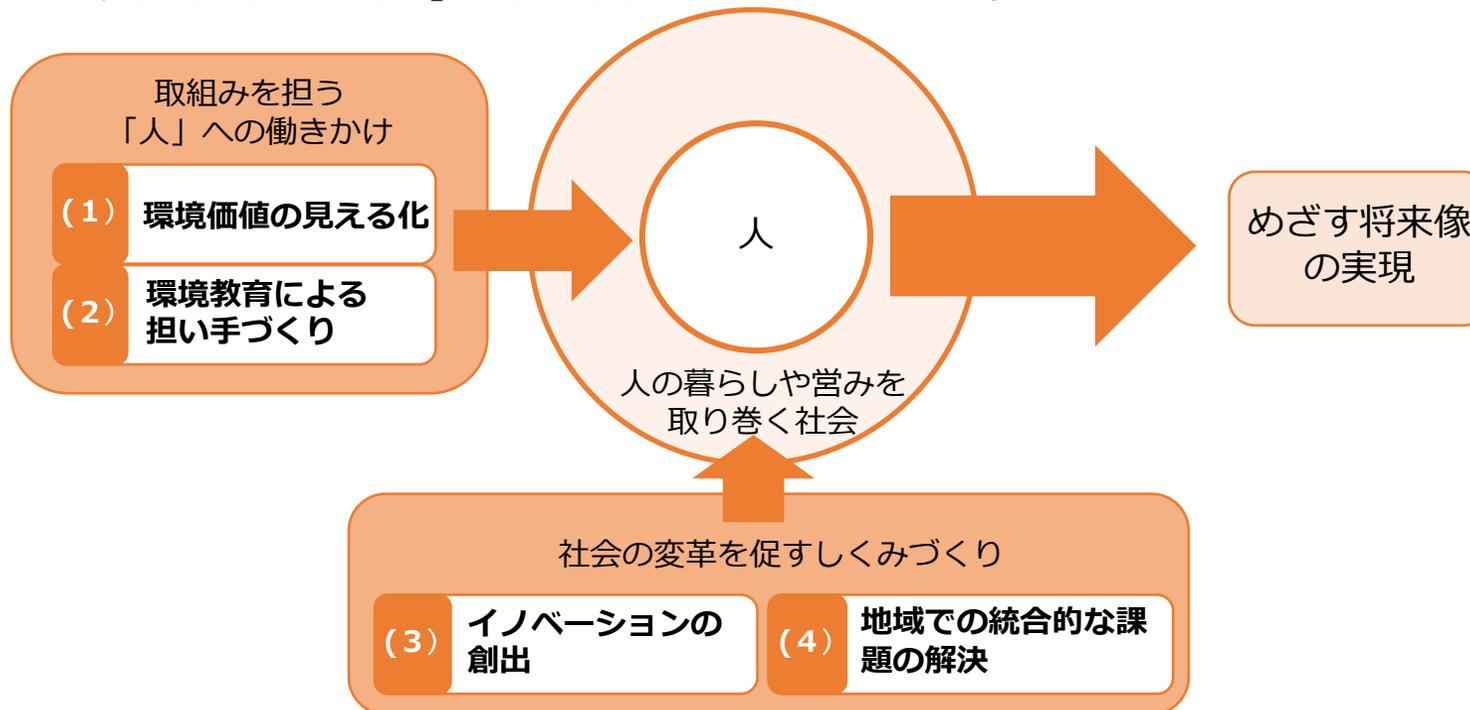
暮らしや活動に使われる「もの」（食料、日用品、衣類、家具等）に関連する分野であることから、他の施策分野との接点を見出しやすい。

例として、ごみの発生抑制や資源循環によるCO2排出量削減は脱炭素・エネルギー分野に貢献する。また、フードドライブによる食料の支援事業は、福祉や子ども子育て分野との関連性が高い。

第5章では「分野ごとの方向性」について示しましたが、めざす将来像の実現に向け、一人ひとりの行動変容を促していくことは、各分野を横断する共通の課題です。

行動変容を促していくためには、一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、自分ごと化していく（当事者意識を育む）こと、その上で意識を行動につなげていくことが必要です。そのためのアプローチとして、第一に個々の人に直接働きかけ意識醸成と行動を促していくことが重要です。また、直接働きかけるのではなく、人々が環境に配慮したより良い選択を後押しする社会を築いていくことも重要です。

このような観点から、分野横断の取組みは、取組みを担う「人」への働きかけと、社会の変革を促すしくみづくりに着目し、特に相乗効果が期待できる取り組みとして、前者においては「環境価値の見える化」「環境教育による担い手づくり」を軸に、後者においては「イノベーションの創出」「地域での統合的な課題の解決」を軸に取組みを進めていきます。



5. 相乗効果を生む取組み

(1) 環境価値の見える化

環境価値は、目に見えにくく、定量的に価値を図ることが困難です。例えば、樹木は、景色として癒しを感じ、近くにいれば涼しく、都市において自然を感じることができます。このように、日常の中で樹木の価値を実感することはできます。また、CO2吸収や雨水浸透、生物多様性の保全など、地域の環境保全において大きな役割を果たしています。一方で、具体的な効果を数値で表すことは困難です。このように定量的な価値が見えにくいものとして、個人の行動もあります。個人が行う環境行動が具体的にどのように地域の環境向上に寄与しているのかについて、わかりづらいです。

このような樹木などの自然が持つ力や個人の環境行動に伴う効果について具体的に「見える化」するとともに、「人の暮らしや営みに直結する分野」から働きかける等の工夫を図ることで、自身の行動が環境に与える影響や効果の理解と行動促進につなげていきます。

【具体的な取組み】（検討中例示）

- **みどり×脱炭素行動・エネルギー×グリーンインフラ（みどりの価値の見える化）**
 - 樹木などの植物がもつ環境価値を様々な視点から定量化する。
 - みどりが持つ環境価値が周辺に与える影響を測定し、地域環境向上への効果を見える化する。
- **健康×脱炭素行動・エネルギー（脱炭素健康ライフ促進）**
 - CO2を排出しない個人の脱炭素行動について定量化・ポイント化し、インセンティブの付与などにより行動変容を促進する。
 - 地域単位でのCO2削減量などを算定し、個人の行動が地域環境へ与える影響を実感できる仕組みを構築する。
 - 脱炭素な行動の健康面での効果を見える化する。

5. 相乗効果を生む取組み

(2) 環境教育による担い手づくり

環境をより良くしていくためには、個人が行う環境行動に加え、課題解決に向けて地域の中で積極的に行動する「手入れ」の担い手を増やしていく必要があります。担い手となる人々には、環境に興味・関心を持ち、環境をより良くするために果たすべき人々の責任と役割を理解した上で、行動として実践していくことが求められます。そのために、環境教育を進めていく必要がありますが、第2章で示したように「環境」は対象とする範囲が広く、様々なレベルの課題が重層的に関連しており、複数の分野を横断する視点を持って学び、考える場をつくっていくことが必要です。

このため、様々な分野を対象とする環境教育を総合的な視点で捉え、関係する部局や主体が連携して学びの場、実践・体験の場を設けていくことで、重層的に関連する環境課題の解決につなげていきます。

【具体的な取組み】（検討中例示）

- **脱炭素行動・エネルギー×若者（脱炭素事業を通じた将来の担い手育成）**
 - ・ 気候変動などの環境問題をテーマとして、若者が主体となって活動を行う事業（意見交換や発表などを伴う事業）を実施する。
 - ・ 子ども・若者を対象に行う環境事業・イベントの目的の明確化する。
- **脱炭素行動・エネルギー×みどり×グリーンインフラ（自然体験型学習を通じた環境教育）**
 - ・ みどりや生物など、身近な自然に直接触れる体験型学習等を通して、地球温暖化や海洋プラスチック問題などの自然環境に影響を及ぼす他分野のテーマへの関心を高める。

5. 相乗効果を生む取組み

(3) イノベーションの創出

第2章で示したように変化の激しい環境においては、新しい技術やサービスなどが次々と生まれています。また、環境に限らず、社会・経済の変化に対して、様々な企業や研究機関などが新しい事業や研究開発に取り組んでいます。このような企業や研究機関における活動を支援し広げていくことで、環境課題の解決のみならず、様々な社会課題の解決や地域経済の活性化に結び付けていくことができます。また、行政と企業等との連携によって課題解決のみならず新たなサービスなどの創出につながっていくことも考えられます。

このため、企業等の活動の支援と連携及び協働を進め、環境課題のみならず地域課題全般の解決と地域の経済活性化、産業振興につなげていくことで、新たな状況に対応した地域社会への変革を目指します。

【具体的な取組み】（検討中例示）

➤ 脱炭素行動・エネルギー×産業（環境関連のスタートアップやベンチャーの支援）

- 環境課題の解決に資する技術や開発などを行う事業者への支援によって、環境課題の解決に資するイノベーションの創出と区内産業の振興につながる。

5. 相乗効果を生む取組み

(4) 地域での統合的な課題の解決

環境課題は、様々な分野が重層的に関連しており、課題解決のためには、複数の分野からのアプローチが必要となります。また、「4. 分野ごとの分析」に示したように、環境課題に取り組むことは環境以外の分野の課題解決につながる可能性があります。環境以外の分野の課題解決に取り組むことが環境課題の解決につながる可能性もあります。これらを総合的な視点で捉え、地域のまちづくり・街づくりを通じて課題解決に取り組むことは、環境課題も含む様々な地域課題の同時解決につながっていくと考えられます。

このため、地域住民や事業者、各分野の課題解決に取り組む活動主体をはじめとする地域の様々なステークホルダーと連携・協働を進め、それぞれの取組みの結び付けていくことで、環境課題と地域課題の同時解決、地域の魅力向上につなげていきます。

【具体的な取組み】（検討中例示）

➤ 脱炭素行動・エネルギー×建築・地区街づくり（脱炭素地域づくり）

- 省エネ診断の実施から住まいや暮らしの事情に応じたプランの提案など、住宅エリアの再生可能エネルギー導入や省エネの徹底に向けた事業を実施する。また、脱炭素の推進とともに、地域課題の解決に向けた取組みを進める。

➤ みどり×資源循環（みどりの資源循環）

- 事業所を通じて発生する剪定枝を資源化し、たい肥や農業・畜産業などに利用することで、みどりを資源として有効活用する。

「第 7 章 計画の推進 1. 実現に向けて」

検討用資料

本資料でご議論いただきたいポイント

本計画で掲げた「世田谷の環境」を実現していくための進め方について

本資料について

本計画の「第7章計画の推進 1. 実現に向けて」では、本計画の前章までにお示しした理念や将来像を実現するための「計画の進め方」について記載します。

区は、環境に関する自らの取組みを加速するとともに、区民や事業者などの各主体（以下、「区民等」という）が「手入れ」を意識した行動を実践することを後押しするため、様々な取組みを進めていきます。

本資料では、区民等の地域の環境に対する意識変革を促す「（1）区民等と環境との関係性の再構築」と、区民等の活動を区として支援していくための「（2）区民等をバックアップする区の推進体制」の2つに分けて、それぞれの「望ましい姿（取組みによって達成された状態：アウトカム）」と「現状（問題）」を比較し、「課題」を浮き彫りにしたうえで、そのギャップを埋めるための「対応の方向性」の案について、これまで環境審議会でもいただいたご意見・ご助言等を踏まえ、作成したものをお示ししています。

(1) 区民と環境との関係性の再構築

本計画では「環境」を「人の周囲を取り巻く状態や状況」「人と相互に関係し合って、影響を与え合う外界」と定義し、良好な環境を維持するためには、人の「手入れ」が必要であるとしました。この「手入れ」を行っていくためには、「人」が周囲の「環境」を意識し、主体的な行動を生み、環境が向上し、そのことを意識することでさらなる行動につながっていくという好循環を生み出していく必要があります。

望ましい姿

区民や事業者等が「環境」を自分事化し、主体的に「手入れ」に取り組む。

● 区民の環境意識（世田谷区環境に関する区民意識・実態調査より）

- 環境に関するニュースや情報に関心を持っている区民は、令和5年度調査において82.7%で、平成30年度調査より4ポイント余り上昇している。
- 一方で、行政や地域の団体が行う環境に関する取組みへの参加は、令和5年度調査で14.8%にとどまっている。

● 地域活動（世田谷区民意識調査より）

- 暮らしの満足度や住みやすさに「満足」している区民は約8割に達し、定住意向においても「住みたいと思う」区民が8割を超えているなど、区民が世田谷区は暮らしやすく住み続けたいと感じていることが窺える。
- 地域の代表的なコミュニティ組織である町会・自治会の加入率は、地域によって差があるものの、全体として66.2%（平成3年）から、51.9%（令和3年）へと低下傾向にある。
- 区民の地域活動への参加意向は、令和3年度調査によると、「参加している」（12.9%）と「今は参加していないが、今後参加してみたい」（12.8%）を合わせた参加意向は、25.7%であり、新型コロナウイルス感染症の発生以前と比べ、減少傾向にある。
- 参加している団体では、「町会・自治会などの地域活動」は平成26年度（52.1%）から令和3年度（45.6%）で減少している。「関心のある分野での、NPO（社会貢献をする市民活動団体）やボランティア」は平成26年度（20.6%）から令和3年度（20.7%）で大きな違いはみられない。

● 人々の支えあいや社会貢献に対する意識（厚生労働省白書より）

- 「日頃、社会の一員として、何か社会の役に立ちたいと思っている」と思っている国民は2022年度調査で63%にのぼるが、この調査において社会活動を行っているとの回答は32%となる。
- 社会活動に参加した人のきっかけとしては、地域内の広報（約42%）、勧誘（約41%）であるが、20代では、オンライン（InstagramやXなど）が57%と最も高く、年代で大きく異なる。
- 社会活動に参加しない理由としては、興味・関心がない（33%）、時間がない（31%）、活動等を知らない（27%）、人と付き合うのが億劫（25%）となり、20代～40代では時間がないが最も多い。

審議会	委員	内容
令和5年第2回 (R5.11.7)	瀬沼委員	世田谷区は都道府県並みの規模の人口を持っているので、ある程度地域ごとにメリハリをつけて実施する必要があるのでは。
	村山委員	世田谷区の中の複数の地域があるので、地域ごとに支所を中心としてできることもある。また、それより小さい地区スケールでの取組や建物や施設レベルでの話など、どのレベルでやるのかということをし念頭に置きながら、体系化するとよいと思った。
	佐藤委員	コレクティブインパクトや社会ネットワークなど、協働の形は多様化しているため、それを活かしていくということが重要かと思う。
	菅井委員	基本計画素案の「人と人とのつながりの希薄化、町会自治会の加入率の低下」といった記載との整合性も出しておく必要があると思う。
令和6年第1回 (R6.1.30)	甲斐委員	「せたがやらしさ」を作り上げる人のフィードバックのループが切れていて、それがなくなっていくという危機感がある。そこが問題だということ仮説的に捉えながら、分析を立体的に組み立て、筋書をつくっていくと、いろいろ考えてきたことの流れが明確になると思う。その上で、「期待」「らしさ」というものに対して、個人個人、事業者が行為として対応し実体化していくこと、そのことが自分たちの満足度を上げ、プライドにつながるというループがあり、すべてつながっていく。今回の中身は、そこにすべて戻りながら整理できていくと非常にわかりやすいと感じた。
	朝吹委員	環境への関心を持っていない人に持たせるように周知するというの是一件大事だと思うが、こちら側からどう努力しても、関心を持たせることは難しいと思う。そういう人には環境以外のメリットをしっかりと示していくことが重要なのではないかと。多様化の時代に関心を押し付けるのはなかなか難しくなっているので、まずは環境以外のメリットを対策としてしっかりと示していくこと、メリットがないのであれば、ルール化や予算でフォローしていくなどの方向性が大きくあるのではないかと。
	豎山委員	地域や年齢によって差があることを一律にやっていくことでは、区民の理解が得られないのでは。
	岩波委員	より区民に伝わる分かりやすい周知が必要なのでは。
	佐藤委員	参加の場に多義性を持たせていくことが重要である。1つの取組みに対してそれがどのような意味があるのかっていうのを組み入れていきながら影響し得るのだとすると、区民もすごくやりがいを持って参加してくれるかなと思う。

現状（問題）	要因分析（仮説）	課題
<p>環境への関心が、具体的な環境行動につながっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● そもそも何に取り組んでいいのかが分からない人が多いのではないか。 ● 経済的・時間的余裕がない。 ● 関心の対象や取り組みやすさなどが年代や生活状況、地域に応じて異なる。 ● 情報を得る手段多様化と情報の量の多さによって、情報と行動の選択が難しくなっている。 ● 環境になじみが薄くそれ自体が魅力的なものではないことから、ある程度の関心はあっても生活の中で優先順位は低い傾向にある。 	<p>① 地域と個人のつながりを構築する必要がある。 個人の地域に対する関心や帰属意識、愛着を高め、より身近な地域をよくするための行動を促す必要がある。そのために地域と個人のつながりを構築する必要がある。</p> <p>② 地域特性に応じた地域づくりに取り組む必要がある。 地域によって様々な特性や異なる要素を持つ世田谷区において、地域特性に応じた地域づくりに取り組むことで、効果的に地域の課題の解決や魅力向上にアプローチする必要がある。</p> <p>③ あらゆる主体との連携・協働を広げていく必要がある。 様々な主体の活動を活性化させるため、これまで連携してきた活動団体だけでなく、これまで連携していなかった活動団体へのアプローチや、新たな方法での連携・協働を進めていく必要がある。</p> <p>④ 効果的な普及啓発を行う必要がある。 様々な情報を容易に入手できる情報社会の中で、区民が「環境」に関心を持ち、主体的に行動するよう働きかけるために、区民のニーズに合った情報や正確な情報を、対象に応じた方法で発信するなど、普及啓発を効果的に行う必要がある。</p>
<p>地域とのつながりが減少している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市化や経済成長による暮らし、社会の変化に合わせて、地域に対する関心が徐々に薄れてきたのではないかと。 ● 高齢化や多様化、生活様式の変化などにより、これまで行政と区民一人ひとりをつないできた町会や自治会などの地縁団体の加入率が低下している。 ● 都市部では、行政サービスが充実してきたことで、地域の公共施設やサービス等の維持に対する行動意識が薄くなっているのではないかと。 	
<p>環境問題を自分ごととして意識できていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動などの環境問題は規模が大きいため、危機感を持ちづらいのではないかと。 ● 社会・経済システムが強固に確立しているため、個人の活動や取り組みの効果を感じづらいのではないかと。 	
<p>様々な知識や考えが蔓延しており、正しい知識が普及していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化などの環境問題の理解には、科学的な知見が必要であり、難しくわかりにくいのではないかと。 ● インターネットやSNSの発達により、信頼性の低い誤った情報を入手しやすい状況にあるのではないかと。 	
<p>団体の環境に関する活動が広がっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政と環境団体などとの連携が十分に図られていないのではないかと。 ● 活動団体（環境団体、地域団体）同士の連携・協働が十分に図られていないのではないかと。 ● 団体の活動内容が、区民の関心やニーズに合致していないのではないかと。 	

課題	要因（仮設）をふまえた取組みの方向性を検討する上でのポイント
<p>①地域と個人のつながりを構築する必要がある。</p> <p>個人の地域に対する関心や帰属意識、愛着を高め、より身近な地域をよくするための行動を促す必要がある。そのために地域と個人のつながりを構築する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域への愛着・帰属意識の向上にはどうしたらいいか？ 地域の情報を知る、地域を意識する機会づくりなど ・ 地域活動への参加促進を図るための方策は？ 時間が無くても参加できる方法、入口の明確化、多義性のある参加の場など ・ 地域で活動を行う団体の活性化するために必要な取組みは？ 楽しそう、分かりやすい、責任と負担に関する不安解消など
<p>②地域特性に応じた地域づくりに取り組む必要がある。</p> <p>地域によって様々な特性や異なる要素を持つ世田谷区において、地域特性に応じた地域づくりに取り組むことで、効果的に地域の課題の解決や魅力向上にアプローチする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区街づくりと環境との融合を図る手段や題材は？ 街づくり方針にテーマとして「環境」を入れ込むなど ・ 地域特性や地域資源の把握・発信の方法は？ 住民の意向把握の方法、わかりやすい情報発信の手段など ・ 地域特性の環境施策への反映の具体的なイメージは？ 国分寺崖線と環境政策、中高層住宅地域での脱炭素、地域の風景づくりと生活環境など
<p>③あらゆる主体との連携・協働を広げていく必要がある。</p> <p>様々な主体の活動を活性化させるため、これまで連携してきた活動団体だけでなく、これまで連携していなかった活動団体へのアプローチや、新たな方法での連携・協働を進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の活動団体との連携の深化の方法は？余地はあるか？ 行政から取組みを「お願いする」のではない関係の持ち方（Win-Win関係）など ・ 大学、地域・環境の課題に取り組む企業、NPO、その他様々な主体と連携・協働するには？ 相手方をよく知る場や機会づくり、行政側のスピード感や権限問題の解消など ・ 団体をはじめとした様々は主体同士のつながりを構築するには？ 目的の違いを乗り越えて協働する方法、負担感の解消、メリットの明確化など
<p>④効果的な普及啓発を行う必要がある。</p> <p>様々な情報を容易に入手できる情報社会の中で、区民が「環境」に関心を持ち、主体的に行動するよう働きかけるために、区民のニーズに合った情報や正確な情報を、対象に応じた方法で発信するなど、普及啓発を効果的に行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民ニーズを捉えたPR ・ マーケティング等による対象の明確化 ・ 多様な媒体や手法の活用

(2) 区民等をバックアップする区の推進体制の構築

環境施策の推進にあたっては、区が組織として有している人員や財源、情報などのリソースについて、区政運営全般の中で割り当てられた分を適切に活用して進めてきています。今後、人口減少による税収減や職員確保難などが想定される中で、本計画の将来像の実現を図るための潤沢なリソースを確保していくことは難しいことから、区政全般における課題や人員・財源、取り巻く状況の変化等を踏まえ、より一層リソースを最大限に活用していくとともに、区民や事業者などの外部とも連携をしながらバックアップすることで、環境分野における施策効果の最大化を目指していく必要があります。

望ましい姿

将来像の実現のために、全庁的な体制のもとで人員、財源、情報等のリソース（資源）が十分に確保・活用され、様々な機関との十分な連携により政策を推進している。

● 世田谷区の人口

区の総人口は、令和6年（2024年）度以降は微増傾向が続きますが、令和24年（2042年）度の約93万7千人をピークに再び減少に転じ、以降は逡減する見込み。また、生産年齢人口割合は逡減し、高齢人口割合は逡増していくと推計している。（「世田谷区将来人口推計」（令和5年7月）より）

こうした人口構造の変化を踏まえ、歳入の根幹となる特別区税への影響や社会保障関連経費などの歳出増加の見込みを想定しつつ、区民ニーズを把握し、真に必要なサービスを見極めながら、施策の転換を図っていく必要がある。

● 区政課題

区の一般会計歳出決算額では、平成26年度に2,564億円だったものが、令和4年度には約1.46倍の3,738億円となり、大幅に増加しており、変化する区民ニーズへの対応や国や都の施策との連動などにより、歳出額が増え、それに伴い業務量も増えている傾向にあることがうかがえる。

今後、短期的には、子ども・子育て関連施策の充実、中長期的には、超高齢社会や都市基盤、学校施設など社会インフラの老朽化への対応、さらには大規模災害への備えなどの現実的に差し迫る行政需要にも計画的かつ効率的に対応していく必要がある。

● 職員の確保

- 令和5年4月1日現在で、常勤職員は5,514人で平成25年度と比較すると約9.0%の増、会計年度任用職員は4,123人で約64.0%の増となっており、この10年で会計年度任用職員が総職員数の42%を占めるまでになっている。
- 令和4年度までの常勤職員の時間外勤務手当支給実績のは、平成26年度と比較して約1.8倍となっている。
- 特別区Ⅰ類（事務）の採用試験の実施状況は、受験者、合格倍率ともに減少傾向にあり、合格倍率は平成25年度約5.4倍であったものが、令和5年度には初めて2倍台となっている。

(2) 区民等をバックアップする区の推進体制の構築

現状	課題	対応の方向性		
<p>区政運営全般において、将来的な人口減少による税収減、職員不足などが想定される中、超高齢社会や都市基盤、学校施設など社会インフラの老朽化への対応、大規模災害への備えなど、地域社会を取り巻く課題が山積している。</p>	<p>公共施設整備や区の事業等において、環境価値を確保するとともに、環境施策の効果を高めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境施策全般について区内全体の理解を得るための発信・PR ● 環境価値や環境コストについて基礎的な事業コスト化 	<p>様々な変化に対応した柔軟性を確保し、区自身の限られたリソースを外部との連携により最大化しながら、将来像の実現を図る推進体制の構築を目指す</p>	
<p>環境分野は幅広い範囲を包括し、公共施設整備や区の事業等様々な事業において関連する。</p>	<p>業務の効率化や施策の実効性を高めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● DX化のさらなる推進（政策形成における様々なツールの導入・活用促進） ● 様々な「情報」のさらなる活用（施策検討・評価における分析ツールの導入・活用促進） 		
<p>一方で、環境政策の主要な所管部である環境政策部及びみどり33推進担当部、清掃・リサイクル部の人員・予算は限られており、直接的に執行する事業も本計画の範囲の一部に留まる。</p>	<p>現状の取組み体制において、将来像の実現を図るための十分な人員・予算の規模を確保することは困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題や施策テーマごとの柔軟なPTの組成 ● 環境政策に関心のある職員の区内募集 ● 様々なプロジェクトの組成と試行錯誤（実証・スモールスタート・検証・反映・修正・トライアンドエラーなど） 		
<p>環境分野は、取り巻く状況の変化が激しく、特に気候変動対策等では常に専門的な知識をふまえた対策が求められる。</p>		<p>施策推進において、大学や環境分野の事業者など、専門的かつ先進的な知見を有する外部機関との連携により効果向上を目指す必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 区が保有する情報のオープンデータ化 ● 大学や事業者等による区のリソースの活用（連携による相乗効果の発揮） ● 行政課題や社会的課題についての積極的な発信（課題提示と提案の募集） ● 外部の専門人材の活用（専門的知見を有する人材や地域人材等の副業採用など） ● 区職員の積極的な外部との交流
<p>区内の組織を横断した連携等、分野横断的な取組みに関する手法、体制等についても、積極的かつ柔軟に進めていくことが求められる。</p>				

区の広報の主なツール

1. 印刷ツール

(1) 広報紙（外郭団体含む）

①区のお知らせ「せたがや」

発行主体：世田谷区

発行頻度：月3回

配布場所：約18万世帯への新聞折り込みに加え、駅や施設などで約2万部配布。

発行目的：区のイベント情報や暮らしに関わる情報などの発信

②せたがや文化・スポーツ情報ガイド

発行主体：せたがや文化財団・世田谷区スポーツ財団

発行頻度：月1回

配布場所：約18万世帯への新聞折り込みに加え、駅や施設などで約2万部配布。

発行目的：世田谷区のアートやスポーツの最新情報の発信

③せたがやエコノミックス

発行主体：世田谷区産業振興公社・世田谷区・東京商工会議所世田谷支部

発行頻度：年4回

配布場所：出張所やまちづくりセンター、図書館等の区関係機関や大学、商店街などで配布。

発行目的：区内経営者の事業活動の支援

④げんき人

発行主体：世田谷区保健センター

発行頻度：年4回

発行目的：がん検診等の健康に関する情報の発信

⑤ひと・まち・自然

発行主体：世田谷トラストまちづくり

発行頻度：年1回

配布場所：出張所やまちづくりセンター、図書館など

発行目的：世田谷の自然や歴史、コミュニティをテーマに、まちづくりの現場の様子を発信。

(2) 写真ニュース

毎月1回発行し、出張所やまちづくりセンター、児童館や図書館などの区の施設、世田谷線の6駅などの区内約270か所に掲示。



(3) 広報板

区内約680か所に設置。区の行政情報を掲示するための行政コーナーと、地域活動団体のコミュニティ活動を掲示するための地域コーナーに分かれている。

(4) 町会回覧

区内の約200の町会・自治会へ、区から文書やチラシの回覧を依頼している。

2. デジタルツール

(1) HP

区の情報発信のメインツール。様々な情報が掲載されている。

(2) SNS

①line

子育て情報や高齢・介護情報、防災情報などを発信。

発信方法は、以下の通りに分けられる

i 一斉発信

災害情報などの重要性、緊急性が高い情報の配信

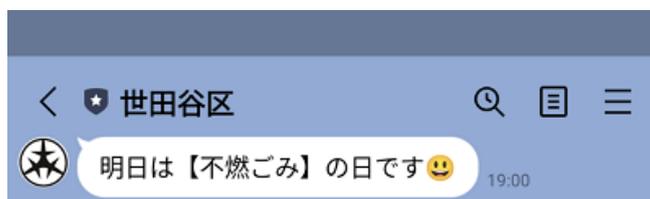
ii セグメント配信

情報の受信を希望する登録者に対する配信

・子育て情報

・高齢・介護情報

iii ごみ収集日のお知らせ配信



iv その他

保育などの窓口相談などの予約も可能



(3) その他 SNS

① Facebook

フォロワー数 4,279 人※

② インスタグラム

フォロワー数 3,196 人※

③ X (旧 Twitter)

アカウント名	主な配信内容	フォロワー数※
世田谷区広報	区の施策、イベント情報等	8.6 万人
世田谷区危機管理部	防犯、防災及び危機管理関連情報等	3.2 万人
世田谷区子ども・若者	子ども・子育て支援、若者支援関連情報	5,614 人
世田谷保健所	健康関連、食品衛生・環境衛生関連情報等	5,455 人
世田谷区教育委員会事務局	区教育委員会からのお知らせ、イベント情報等	4,693 人
世田谷区世田谷総合支所	世田谷地域の身近な情報、イベント情報等	4,121 人
世田谷区北沢総合支所	北沢地域の身近な情報、イベント情報等	1,799 人
世田谷区玉川総合支所	玉川地域の身近な情報、イベント情報等	2,531 人
世田谷区砧総合支所	砧地域の身近な情報、イベント情報等	2,623 人
世田谷区烏山総合支所	烏山地域の身近な情報、イベント情報等	2,344 人
せたがや DX	DX 関連事業や DX 推進プロセスの中での出来事等	839 人

(4) メールマガジン

(5) せたがや動画

登録者数 1.16 万人※

YouTube で区政に関する様々な情報を動画で配信。

(6) デジタルサイネージ

各総合支所区民窓口や出張所の待合室にモニターを設置し、企業広告や区政情報を放映。



(7) 学校緊急連絡情報配信サービス（すぐーる）

学校や教育委員会からの情報の配信や家庭からの欠席連絡を行うことができる、学校と家庭をつなぐ情報配信サービス。

区立幼稚園・小学校・中学校で導入されている。

(8) ねつせた

高校生や大学生が中心となって、若者らしい視点で集めた世田谷の魅力的な情報を、いつでも、どこでも、手軽に知ってもらえるよう、以下の SNS アカウントを通じて情報発信

- ・ X (旧 Twitter)
- ・ Facebook
- ・ インスタグラム
- ・ YouTube
- ・ note



※令和 6 年 4 月 10 日現在

区内の活動団体について

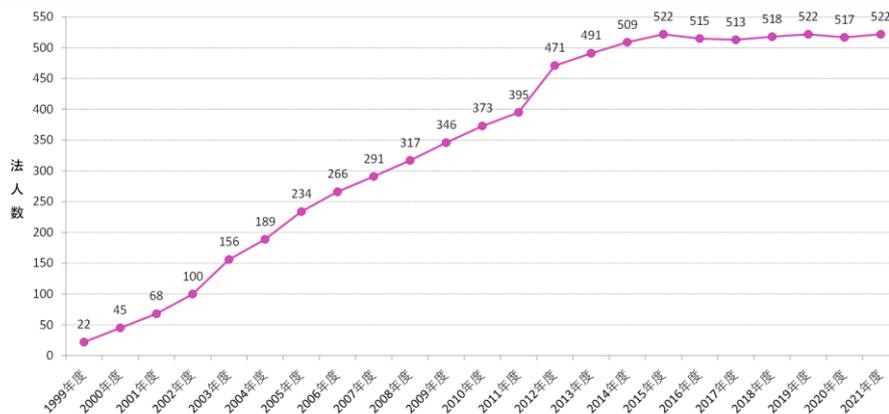
1. 概要（区 HP より）

区内の活動団体数（区と関わりがあり、団体情報の公表が可能な団体）：1710 団体
うち、区内 NPO 法人：513 団体

【区内 NPO 法人 513 団体の活動分野（重複あり）】

保健、医療又は福祉の増進	272 団体
社会教育の推進	306 団体
まちづくりの推進	184 団体
観光の振興	16 団体
農山漁村または中山間地域の振興	15 団体
学術、文化、芸術またはスポーツの振興	213 団体
環境の保全	126 団体
災害救援活動	49 団体
地域安全活動	62 団体
人権の擁護または平和の推進	112 団体
国際協力	161 団体
男女共同参画社会の形成の促進	58 団体
子どもの健全育成	262 団体
情報化社会の発展	86 団体
科学技術の振興	40 団体
経済活動の活性化	81 団体
職業能力の開発又は雇用機会の拡充	131 団体
消費者の保護	35 団体

区の NPO 法人数



世田谷区基本計画審議会（令和4年9月開催）資料より抜粋

2. 区内団体の主な活動事例（環境関連）

(1) 【団体名】

砧・多摩川あそび村

【活動趣旨】

地域の様々な人と協働して、多摩川など地域の自然や人材を生かした子どもの遊び場・居場所の提供と運営、自然体験活動、人材の育成、子育て支援などの事業を行い、子どもたちが主体となって育つ喜びを享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。



(2) 【団体名】

neomura

【活動趣旨】

「用賀サマーフェスティバル」というイベント事業やそれに係る地域活性事業を中心としながら、地域における課題解決に取り組み、誰もが地元で活躍出来る世界を目指すことで日本の社会貢献活動に寄与する。

【活動内容】

・用賀サマーフェスティバル

2005年より学生が主体となり、世田谷区用賀の夏を彩る地域のお祭りと開催。最大で1万5000人を動員。(第16回用賀サマーフェスティバルHPより)

・タマリバタケ

地域交流のタマリバと農体験のハタケを組み合わせた造語。「地域のつながりを育む畑」を目指したコミュニティ型農園として、区と共同で事業（実証実験）を行っている。



(3) 【団体名】

船橋小径の会

【活動趣旨】

土の道とビオトープにより選定された「季節の野草に出会う小径」、能勢邸の面影を伝え、池があることにより選定された「水辺のある能勢公園」の素晴らしさを地域にPRし、身近な風景・環境の大切さを伝えつつ、保全・育成・魅力を創出し地域の源風景再生につなげていく。また、これら風景づくり活動に関連する、街づくり提案を行う。



(4) 【団体名】

プレーパークせたがや

【活動趣旨】

プレーパークや、その他の子どもの遊び場・居場所の運営や関連するさまざまな普及事業を通じて、世田谷のプレーパークで培った「自分の責任で自由に遊ぶ」という理念を社会により広く伝え、子どもがいきいきできる社会の実現に貢献し、もってすべての子どもや保護者、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

【活動内容】

区内の4つのプレーパークの運営や、「プレーカー」や「プレーパークの新設」などプレーパークのない地域での遊び環境づくりに取り組み、子どもたちへの遊びの機会を提供するとともに、現地周辺の住民の方に外遊びの重要性を伝え、子供の遊びについて考える仲間づくりを行っている。また、乳幼児親子向けのイベントの開催など、子育て支援にも取り組む。



(5) 【団体名】

せたがや水辺デザインネットワーク

【活動趣旨】

広く一般市民を対象として、世田谷の多摩川・国分寺崖線周辺の豊かな自然環境を知るため、体験活動や観察会などの環境教育、緑地の管理や整備、調査・研究、自然を題材としたワークショップやイベントを開催する事業を「産官学民子」の連携によって行う。これにより、人と自然の調和の中で一人一人がお互いを尊重しあって暮らす心豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(6) 【団体名】

ビーグッドカフェ

【活動趣旨】

今後社会の主役となる若者達に対して地球環境保護や社会問題についての情報や関連NPOの活動情報などを提供し、自然と平和をこよなく愛する健全な精神を育んでもらうことを目的とする。

(7) 【団体名】

せたがやみんなのエネルギー

【活動趣旨】

省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の調査・研究を行い、広く一般市民を対象として、勉強会・セミナー・ワークショップ・視察イベント等の開催を通じて適切なエネルギー利用策を普及啓発し、また中小規模発電事業の創出支援等の事業を通じて、都市住宅地におけるエネルギーの効率的利用を促進し、より質の高い持続可能な暮らしとまちづくりに寄与する。

(8) 【団体名】

エコひろば

【活動趣旨】

世田谷区内に生活の基盤を置く全ての市民に対して、資源消費型から資源やエネルギーを大切に生活習慣に転換していくために、環境やごみ減量、リサイクル等の啓発活動に関する事業を行い、地域の環境保全と市民の環境意識の向上に寄与することを目的とする。